

令和8年門真市議会第1回定例会



議 案 書

門 真 市



## 第1回定例会付議事件目次

			ページ
第1	報告第1号	専決処分の報告について ……………	1
第2	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年 度門真市一般会計補正予算（第10号）について） ……	3
第3	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年 度門真市一般会計補正予算（第11号）について） ……	25
第4	議案第1号	市道路線の認定について ……………	54
第5	議案第2号	市道路線の変更について ……………	55
第6	議案第3号	（仮称）新統合小学校他整備工事に伴う四宮小学 校解体工事請負契約の締結について ……………	56
第7	議案第4号	門真市役所庁舎本館非常用発電機設置工事請負契 約の締結について ……………	58
第8	議案第5号	大阪広域水道企業団規約の一部変更に関する協議 について ……………	60
第9	議案第6号	門真市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基 準を定める条例の制定について ……………	62
第10	議案第7号	門真市公告式条例の一部改正について ……………	75
第11	議案第8号	門真市附属機関に関する条例の一部改正について ……	78
第12	議案第9号	門真市行政手続条例の一部改正について ……………	81
第13	議案第10号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につ いて ……………	85
第14	議案第11号	門真市手数料条例の一部改正について ……………	89
第15	議案第12号	門真市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部改正について ……………	91
第16	議案第13号	門真市保健福祉センター条例の一部改正について ……	95
第17	議案第14号	門真市国民健康保険条例の一部改正について ……………	97
第18	議案第15号	門真市介護保険条例の一部改正について ……………	116
第19	議案第16号	門真市営住宅条例の一部改正について ……………	123
第20	議案第17号	門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に 関する条例の一部改正について ……………	125
第21	議案第18号	門真市立歴史資料館条例の一部改正について ……………	127

第22	議案第19号	門真市立青少年運動広場条例及び門真市立テニスコート条例の一部改正について ……………	135
第23	議案第20号	令和7年度門真市一般会計補正予算（第12号） ……………	139
第24	議案第21号	令和7年度門真市水道事業会計補正予算（第5号） ……………	179
第25	議案第22号	令和7年度門真市公共下水道事業会計補正予算（第3号） ……………	190
第26	議案第23号	令和8年度門真市一般会計予算 ……………	〔別冊1〕
第27	議案第24号	令和8年度門真市国民健康保険事業特別会計予算 ……	〔別冊2〕
第28	議案第25号	令和8年度門真市都市開発資金特別会計予算 ……………	〔別冊2〕
第29	議案第26号	令和8年度門真市後期高齢者医療事業特別会計予算 ……………	〔別冊2〕
第30	議案第27号	令和8年度門真市介護保険事業特別会計予算 ……………	〔別冊2〕
第31	議案第28号	令和8年度門真市水道事業会計予算 ……………	〔別冊3〕
第32	議案第29号	令和8年度門真市公共下水道事業会計予算 ……………	〔別冊3〕
第33	議案第30号	令和8年度門真市一般会計補正予算（第1号） ……………	209



## 参考資料

番号	事故関係部署	事故発生年月日	事故の区分	事故内容
1	教育総務課	令和6年9月9日	学校管理事故（物損事故）	門真市立速見小学校の校庭の草刈作業中、草刈機で石を跳ね飛ばし、隣接する道路を走行中の相手方自動車のフロントガラス、ボンネット等を損傷させたもの
2	道路公園課	令和6年12月19日	道路管理事故（物損事故）	千石東町地内の市道の草刈作業中、草刈機で石を跳ね飛ばし、隣接するバス会社車庫に駐車中の相手方自動車のバックドアを損傷させたもの
3	道路公園課	令和5年11月3日	公園管理事故（人身事故）	常盤町児童遊園のブランコにおいて、座板のナット及び連結ボルトが外れ、ブランコで遊んでいた相手方が落下し、右脚を負傷したもの
4	クリーンセンター施設課	令和7年4月23日	その他の事故（物損事故）	持込みごみの搬出作業中、相手方自動車のトランクルームのフロアマットを誤って粗大ごみピットに投下し、処分したもの
5	道路公園課	令和7年6月4日	水路管理事故（人身事故）	北岸和田3丁目地内の市が管理する水路敷において、防草シートを留めるピンが風により外れていたところ、農作業中の相手方が当該ピンを長靴で踏み、足裏を負傷したもの

## 承認第1号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 記

令和7年度門真市一般会計補正予算（第10号）について

## 専決第1号

令和7年度門真市一般会計補正予算（第10号）について

令和7年度門真市一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

## 記

### 令和7年度門真市一般会計補正予算（第10号）

令和7年度門真市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,011,563千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89,990,031千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

**第2条** 既定の繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

**第3条** 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和8年1月15日 専決

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	23,147,454	923,263	24,070,717
	2 国庫補助金	7,804,182	923,263	8,727,445
18	繰入金	4,406,242	40,000	4,446,242
	1 基金繰入金	4,406,242	40,000	4,446,242
20	市債	18,850,900	48,300	18,899,200
	1 市債	18,850,900	48,300	18,899,200
	歳入合計	88,978,468	1,011,563	89,990,031

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	36,698,007	311,474	37,009,481
	1 社会福祉費	13,403,782	234,529	13,638,311
	2 児童福祉費	10,367,058	76,945	10,444,003
6	商工費	449,818	635,604	1,085,422
	1 商工費	449,818	635,604	1,085,422
9	教育費	21,085,865	61,918	21,147,783
	1 教育総務費	11,305,446	61,918	11,367,364
12	予備費	54,569	2,567	57,136
	1 予備費	54,569	2,567	57,136
	歳 出 合 計	88,978,468	1,011,563	89,990,031

第2表 繰越明許費補正  
追 加

款	項	事業名	金額
			千円
3 民生費	1 社会福祉費	高齢者おでかけ応援事業	234,529
3 民生費	2 児童福祉費	子ども食費支援事業	76,945
6 商工費	1 商工費	プレミアム付デジタル商品券発行事業	635,604



第3表 地方債補正  
変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還方法
学校教育施設等整備	千円 8,445,400	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	8,445,400			

補正後			
限度額	起債の方法	利率	償還方法
千円  8,493,700	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
8,493,700			









2 歳 入

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	千円 1,311,620	千円 909,713	千円 2,221,333
6 教育費国庫補助金	1,854,411	13,550	1,867,961
計	7,804,182	923,263	8,727,445

1 8 款 繰入金

1 項 基金繰入金

10 財政調整基金繰入金	630,000	40,000	670,000
計	4,406,242	40,000	4,446,242

2 0 款 市債

1 項 市債

6 教育債	13,769,500	48,300	13,817,800
計	18,850,900	48,300	18,899,200

節		金額	説明	千円
区分	金額			
23	物価高騰対応 重点支援地方 創生臨時交付 金	909,713	推奨事業メニュー分	
60	都市構造再編 集中支援事業 費補助金	13,550	都市構造再編集中支援事業費補助金	

1	財政調整基金 繰入金	40,000	財政調整基金繰入金	

17	補正予算債	48,300	新統合学校整備事業債	

14款 国庫支出金 18款 繰入金 20款 市債

### 3 歳 出

#### 3 款 民生費

##### 1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 老人福祉費	千円 2,581,280	千円 234,529	千円 2,815,809	千円	千円	千円	千円 234,529
計	13,403,782	234,529	13,638,311	0	0	0	234,529

#### 3 款 民生費

##### 2 項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	1,064,577	76,945	1,141,522				76,945
計	10,367,058	76,945	10,444,003	0	0	0	76,945

#### 6 款 商工費

##### 1 項 商工費

2 商工振興費	304,699	635,604	940,303				635,604
計	449,818	635,604	1,085,422	0	0	0	635,604

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	千円 234,529	千円 ○高齢者への支援 高齢者おでかけ応援事業 234,529 委託料 234,529 各種業務委託料（費用） 234,529 高齢者おでかけ応援業務委託料 234,529

19 負担金補助及び交付金	76,945	○みんなで支え合う子育て環境づくり 子ども食費支援事業 76,945 負担金補助及び交付金 76,945 負担金 76,945 子ども食費支援事業負担金 76,945
---------------	--------	---

13 委託料	635,604	○地域産業の強化と発展 プレミアム付デジタル商品券発行事業 635,604 委託料 635,604 各種業務委託料（費用） 635,604 プレミアム付デジタル商品券発行業務委託料 635,604
--------	---------	--

3 款 民生費 6 款 商工費

9 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 事務局費	千円 10,775,872	千円 61,918	千円 10,837,790	千円 13,550 国庫支出金	千円 48,300 市債	千円	千円 68
計	11,305,446	61,918	11,367,364	13,550	48,300	0	68

12 款 予備費

1 項 予備費

1 予備費	54,569	2,567	57,136				2,567
計	54,569	2,567	57,136	0	0	0	2,567

節		説	明
区 分	金 額		
15 工事請負費	千円 61,918	○学校施設と教育環境の充実	千円
		学校適正配置推進事業	61,918
		工事請負費	61,918
		工事請負費（資産）	61,918
		（仮称）第四中学校区小中一貫校他整備工事	61,918


9 款 教育費 1 2 款 予備費

# 繰越明許費説明書

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	節	金額	繰り越すべき理由
3 老人福祉費		千円 234,529	事業完了に日数を要するため
	13 委託料	234,529	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	節	金額	繰り越すべき理由
1 児童福祉総務費		千円 76,945	事業完了に日数を要するため
	19 負担金補助及び交付金	76,945	

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

目	節	金額	繰り越すべき理由
2 商工振興費		千円 635,604	事業完了に日数を要するため
	13 委託料	635,604	

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末  
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前々年度末 現在高 千円	前年度末現在高 見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額 千円
			当該年度中起債 見込額 千円	当該年度中元金 償還見込額 千円	
1. 普通債	31,827,794	39,286,153	18,309,200	2,983,504	54,611,849
(1) 総務債	5,506,741	4,958,264	803,400	734,091	5,027,573
(2) 民生債	1,655,275	1,852,592	824,300	129,846	2,547,046
(3) 衛生債	2,518,707	3,930,575	51,400	386,331	3,595,644
(4) 商工債	8,600	8,600	—	—	8,600
(5) 土木債	2,937,370	4,037,245	1,765,400	537,574	5,265,071
(6) 公営住宅債	12,631,139	14,102,140	1,004,600	681,919	14,424,821
(7) 消防債	62,957	89,204	42,300	10,011	121,493
(8) 教育債	6,507,005	10,307,533	13,817,800	503,732	23,621,601
2. 災害復旧	6,713	5,601	—	1,112	4,489
(1) 衛生債	5,738	4,788	—	950	3,838
(2) 土木債	975	813	—	162	651
3. その他	20,246,587	18,482,559	590,000	1,940,747	17,131,812
(1) 減税補てん債	48,225	20,508	—	15,769	4,739
(2) 臨時財政対策債	20,044,462	18,317,161	—	1,915,963	16,401,198
(3) 減収補てん債	153,900	144,890	590,000	9,015	725,875
合 計	52,081,094	57,774,313	18,899,200	4,925,363	71,748,150



## 承認第2号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 記

令和7年度門真市一般会計補正予算（第11号）について

## 専決第2号

令和7年度門真市一般会計補正予算（第11号）について

令和7年度門真市一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

## 記

### 令和7年度門真市一般会計補正予算（第11号）

令和7年度門真市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条** 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113,423千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90,103,454千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月20日 専決

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	24,070,717	2,825	24,073,542
	1 国庫負担金	15,299,361	334	15,299,695
	2 国庫補助金	8,727,445	2,491	8,729,936
15	府支出金	5,829,777	110,598	5,940,375
	2 府補助金	1,248,119	991	1,249,110
	3 委託金	764,269	109,607	873,876
	歳入合計	89,990,031	113,423	90,103,454

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	8,895,336	111,357	9,006,693
	4 選挙費	148,437	111,357	259,794
3	民生費	37,009,481	4,786	37,014,267
	2 児童福祉費	10,444,003	2,925	10,446,928
	3 生活保護費	11,196,482	1,861	11,198,343
12	予備費	57,136	△2,720	54,416
	1 予備費	57,136	△2,720	54,416
	歳 出 合 計	89,990,031	113,423	90,103,454









2 歳 入

1 4 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費国庫負担金	千円 15,218,314	千円 334	千円 15,218,648
計	15,299,361	334	15,299,695

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	730,987	2,491	733,478
計	8,727,445	2,491	8,729,936

1 5 款 府支出金

2 項 府補助金

2 民生費府補助金	619,724	991	620,715
計	1,248,119	991	1,249,110

1 5 款 府支出金

3 項 委託金

1 総務費委託金	348,105	109,607	457,712
----------	---------	---------	---------

節		説	明
区 分	金 額		
1 生活保護費等 負担金	千円 334	生活扶助費等負担金	千円

2 子ども・子育て 支援交付金	991	子ども・子育て支援交付金	
3 生活困窮者就 労準備支援事 業費等補助金	1,500	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	

31 子ども・子育て 支援交付金	991	子ども・子育て支援交付金	

4 衆議院議員総 選挙及び最高 裁判所裁判官 国民審査委託 金	64,389	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金	
---	--------	---------------------------	--

1 4 款 国庫支出金 1 5 款 府支出金

15款 府支出金  
3項 委託金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
計	764,269	109,607	873,876

節		説明
区分	金額	
7 知事選挙委託金	千円 45,218	知事選挙委託金 千円

1 5 款 府支出金

3 歳 出

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
5 知事選挙費	千円 0	千円 46,093	千円 46,093	千円 45,218	千円	千円	千円 875
				府支出金 45,218			

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 173	○施策評価対象外事業
3 職員手当等	8,674	知事選挙執行経費 46,093
8 報償費	5	報酬 173
9 旅費	2	期日前投票所投票管理者 64
11 需用費	2,290	期日前投票所投票立会人 109
12 役務費	8,544	職員手当等 8,674
13 委託料	22,093	超過勤務手当 7,688
14 使用料及び賃借料	865	管理職員特別勤務手当 986
18 備品購入費	3,447	報償費 5
		点字通訳者謝礼金 5
		旅費 2
		職員普通旅費 2
		需用費 2,290
		消耗品費 1,320
		食糧費 8
		印刷製本費 892
		修繕料 70
		その他修繕料 70
		役務費 8,544
		通信運搬費 8,544
		委託料 22,093
		各種業務委託料（費用） 22,093
		ポスター掲示場設置・撤去業務委託料 7,810
		選挙公報配布業務委託料 1,162
		投票案内状印刷・封入封緘業務委託料 1,286
		投票所物品搬入・回収業務委託料 839
		投・開票事務委託料 9,114
		期日前投票所設営・撤去業務委託料 118
		選挙啓発ちらし配布業務委託料 594

2 款 総務費

2款 総務費  
4項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 衆議院議員 総選挙及び 最高裁判所 裁判官国民 審査費	0	65,264	65,264	64,389 府支出金 64,389			875

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		選挙事務機器点検・調整業務委託料	179
		電話交換業務委託料	207
		交通整理業務委託料	481
		期日前／不在者投票システムヘルプデスク業務委託料	303
		使用料及び賃借料	865
		自動車借上料	135
		使用料及び賃借料（物件費）	730
		乾式コピー借上料	28
		個人演説会会場借上料	147
		タクシー借上料	468
		開票所借上料	87
		備品購入費	3,447
		少額物品購入費	3,447
		庁用器具費	3,447
1 報酬	2,839	○施策評価対象外事業	
3 職員手当等	17,346	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行経費	65,264
8 報償費	402	報酬	2,839
9 旅費	35	会計年度任用職員	683
11 需用費	2,828	投票所投票管理者	435
12 役務費	9,311	投票所投票立会人	744
13 委託料	27,188	開票管理者	13
14 使用料及び賃借料	1,842	開票立会人	202
18 備品購入費	3,473	期日前投票所投票管理者	282
		期日前投票所立会人	480
		職員手当等	17,346
		超過勤務手当	15,375
		管理職員特別勤務手当	1,971

2 款 総務費

2款 総務費  
4項 選挙費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	

節		説 明	千円
区 分	金 額		
	千円		千円
		報償費	402
		不在者投票外部立会人謝礼金	397
		点字通訳者謝礼金	5
		旅費	35
		費用弁償	31
		職員普通旅費	4
		需用費	2,828
		消耗品費	1,573
		燃料費	38
		食糧費	185
		印刷製本費	892
		修繕料	140
		その他修繕料	140
		役務費	9,311
		通信運搬費	9,311
		委託料	27,188
		各種業務委託料（費用）	27,179
		投票所物品搬入・回収業務委託料	1,678
		開票所設営・撤去業務委託料	847
		ポスター掲示場設置・撤去業務委託料	7,810
		選挙公報配布業務委託料	1,162
		投票案内状印刷・封入封緘業務委託料	1,286
		投・開票事務業務委託料	10,715
		期日前投票所設営・撤去業務委託料	235
		選挙事務機器点検・調整業務委託料	1,861
		電話交換業務委託料	207
		選挙啓発ちらし配布業務委託料	594
		期日前／不在者投票システムヘルプデスク業務委託料	303

2 款 総務費

2款 総務費

4項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	148,437	111,357	259,794	109,607	0	0	1,750

3款 民生費

2項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	1,141,522	1,675	1,143,197	1,116			559
				国庫支出金			
				558			
				府支出金			
				558			

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		交通整理業務委託料	481
		施設等運営管理業務委託料（費用）	9
		学校警備業務委託料	9
		使用料及び賃借料	1,842
		自動車借上料	270
		使用料及び賃借料（物件費）	343
		乾式コピー借上料	28
		投票所借上料	140
		開票所借上料	175
		個人演説会場借上料	293
		タクシー借上料	936
		備品購入費	3,473
		少額物品購入費	3,473
		庁用器具費	3,473

13 委託料	1,675	○みんなで支え合う子育て環境づくり 地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業	1,675
		委託料	1,675
		施設等運営管理業務委託料（費用）	1,675
		放課後児童クラブ運営業務委託料（事業継続支援分）	1,650
		地域子育て支援センター運営業務委託料（事業継続支援分）	25

2 款 総務費 3 款 民生費

3款 民生費  
2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 児童措置費	千円 7,620,761	千円 1,250	千円 7,622,011	千円 834	千円	千円	千円 416
				国庫支出金 417			
				府支出金 417			
3 保育園費	708,833	0	708,833	32			△32
				国庫支出金 16			
				府支出金 16			
計	10,444,003	2,925	10,446,928	1,982	0	0	943

3款 民生費  
3項 生活保護費

1 生活保護総務費	838,691	1,414	840,105	1,414			
				国庫支出金 1,414			

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金補助及び交付金	千円 1,250	○就学前教育・保育の充実 地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業	千円 1,250
		負担金補助及び交付金	1,250
		補助金	1,250
		地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援補助金	1,250

2 給料	414	○施策評価対象外事業	
3 職員手当等	999	生活保護給付事業（最高裁判決を踏まえた追加給付）	1,414
12 役務費	1	給料	414
		一般職給	414
		一般職給	414
		職員手当等	999
		地域手当	58
		超過勤務手当	900
		通勤手当	41
		役務費	1
		通信運搬費	1

3 款 民生費

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 扶助費	千円 10,326,557	千円 447	千円 10,327,004	千円 334 国庫支出金 334	千円	千円	千円 113
計	11,196,482	1,861	11,198,343	1,748	0	0	113

1 2 款 予備費

1 項 予備費

1 予備費	57,136	△2,720	54,416				△2,720
計	57,136	△2,720	54,416	0	0	0	△2,720

節		説 明
区 分	金 額	
20 扶助費	千円 447	千円 ○施策評価対象外事業 生活保護給付事業（最高裁判決を踏まえた追加給付）  447 扶助費 447 生活保護法の規定による扶助費 447


3 款 民生費 1 2 款 予備費

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給		与				計	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考  〔その他の手当の内容〕	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 当 手 (千円)					
補 正 後	長 等	4	—	32,610	20,556 (4.40月)	4,566	—	8,568	66,300	10,051	76,351	退職手当
	議 員	20	144,342	—	70,547 (4.40月)	—	—	—	214,889	38,351	253,240	
	そ の 他 の 特 別 職	1,696	116,470	—	—	—	—	—	116,470	—	116,470	
	計	1,720	260,812	32,610	91,103 (4.40月)	4,566	—	8,568	397,659	48,402	446,061	
補 正 前	長 等	4	—	32,610	20,556 (4.40月)	4,566	—	8,568	66,300	10,051	76,351	退職手当
	議 員	20	144,342	—	70,547 (4.40月)	—	—	—	214,889	38,351	253,240	
	そ の 他 の 特 別 職	1,504	114,141	—	—	—	—	—	114,141	—	114,141	
	計	1,528	258,483	32,610	91,103 (4.40月)	4,566	—	8,568	395,330	48,402	443,732	
比 較	長 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	議 員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	そ の 他 の 特 別 職	192	2,329	—	—	—	—	—	2,329	—	2,329	
	計	192	2,329	—	—	—	—	—	2,329	—	2,329	

2. 一般職  
(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(287) 802	535,704	3,109,613	2,701,849	6,347,166	1,395,246	7,742,412	
補 正 前	(285) 801	535,021	3,109,199	2,674,830	6,319,050	1,395,246	7,714,296	
比 較	(2) 1	683	414	27,019	28,116	—	28,116	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	90,798	455,997	240,454	80,235	111,364	848,780	703,736
	補 正 前	90,798	455,939	216,491	80,194	111,364	848,780	703,736
	比 較	—	58	23,963	41	—	—	—
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	61,123	103,000	—	734	5,628	—	
	補 正 前	61,123	103,000	—	734	2,671	—	
	比 較	—	—	—	—	2,957	—	

ア 会計年度任用職員以外の職員 ( ) 内は、短時間勤務職員 (外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(3) 735	2,927,252	2,410,014	5,337,266	1,255,722	6,592,988	
補 正 前	(3) 735	2,927,252	2,383,094	5,310,346	1,255,722	6,566,068	
比 較	(-) —	—	26,920	26,920	—	26,920	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	90,798	431,453	239,671	75,350	111,364	714,109	586,798
	補 正 前	90,798	431,453	215,708	75,350	111,364	714,109	586,798
	比 較	—	—	23,963	—	—	—	—
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	61,123	93,000	—	720	5,628	—	
	補 正 前	61,123	93,000	—	720	2,671	—	
	比 較	—	—	—	—	2,957	—	

イ 会計年度任用職員 ( ) 内は、会計年度任用職員の内、1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職に比し短い職員(外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(284) 67	535,704	182,361	291,835	1,009,900	139,524	1,149,424	
補 正 前	(282) 66	535,021	181,947	291,736	1,008,704	139,524	1,148,228	
比 較	(2) 1	683	414	99	1,196	-	1,196	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
		補 正 後	-	24,544	783	4,885	-	134,671
	補 正 前	-	24,486	783	4,844	-	134,671	116,938
	比 較	-	58	-	41	-	-	-
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	-	10,000	-	14	-	-	
	補 正 前	-	10,000	-	14	-	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
報 酬	683	報酬改定に伴う増減分	-	
		その他の増減分	683	
給 料	414	給与改定に伴う増減分	-	
		昇給に伴う増加分	-	
		その他の増減分	414	
職 員 手 当	27,019	制度改正に伴う増減分	-	
		その他の増減分	27,019	地域手当 超過勤務手当 通勤手当 管理職員特別勤務手当

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-		
		昇給に伴う増加分	-		
		その他の増減分	-		
職員手当	26,920	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	26,920	超過勤務手当 管理職員特別勤務手当	

イ 会計年度任用職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	683	報酬改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	683		
給 料	414	給与改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	414		
職員手当	99	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	99	地域手当 通勤手当	

## 議案第 1 号

### 市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により次の路線を認定するにつき、議会の議決を求める。

令和8年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

#### 記

路線 番号	路線名	起 終 点 先 地 番	
		起 点	終 点
1-354	幸福南北2号線	幸福町476番8先	幸福町473番10先

## 議案第 2 号

### 市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更するにつき、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

#### 記

路線 番号	新旧別	路線名	起 終 点 先 地 番	
			起 点	終 点
1-100	新	幸福南北線	幸福町473番10先	幸福町419番4先
	旧		幸福町476番6先	

### 議案第 3 号

(仮称) 新統合小学校他整備工事に伴う四宮小学校解体工事請負契約の締結について

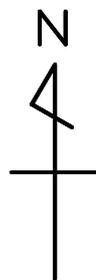
(仮称) 新統合小学校他整備工事に伴う四宮小学校解体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月25日 提出

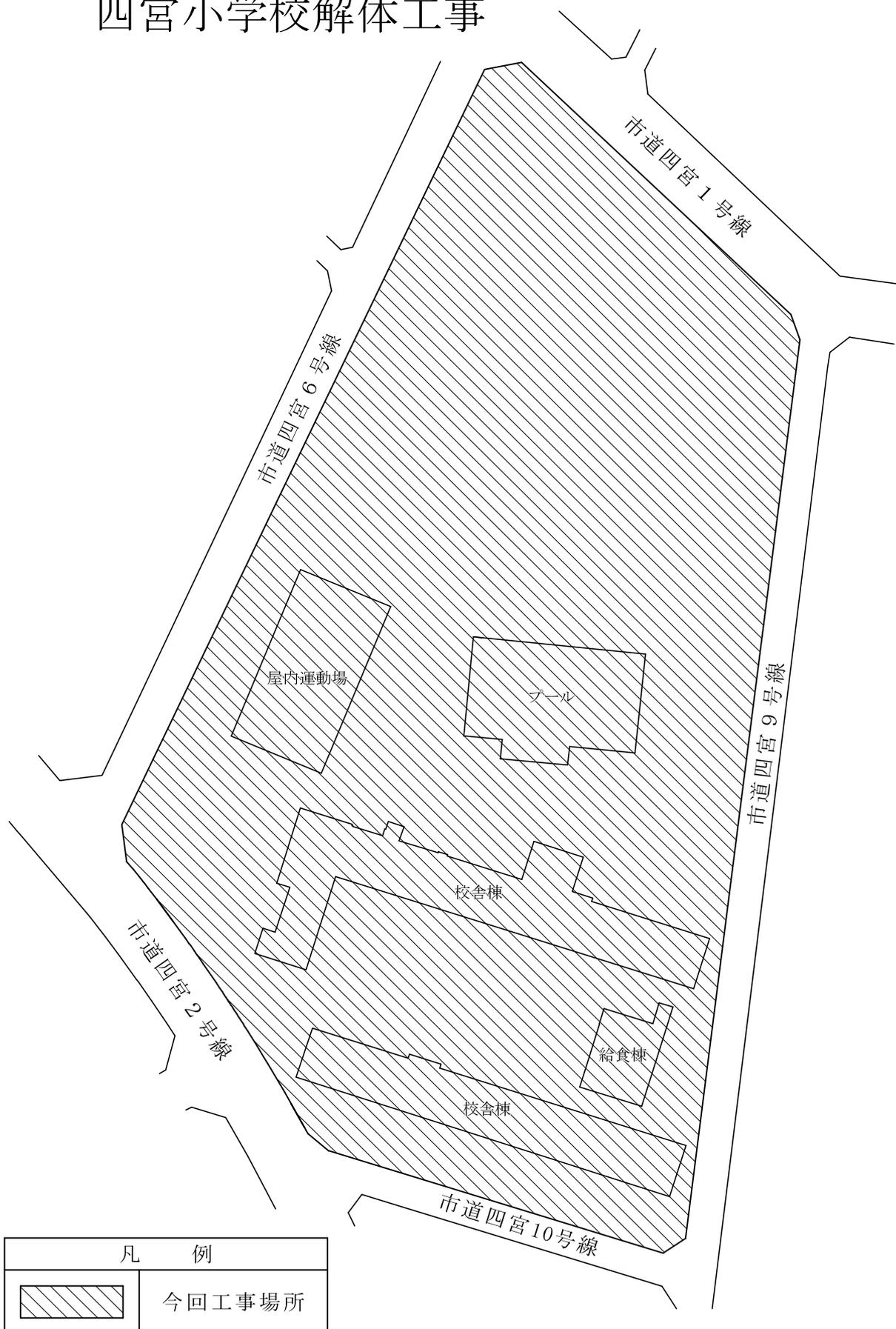
門真市長 宮本 一孝

#### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 工 事 名  | (仮称) 新統合小学校他整備工事に伴う四宮小学校解体工事                         |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 3 契約金額   | 524,013,600円   |
| 4 契約の相手方 | 大阪市天王寺区上汐四丁目5番26号<br>村本建設株式会社大阪支店<br>常務執行役員支店長 先山 正登 |
| 5 完成期限   | 令和9年3月31日  |



# (仮称) 新統合小学校他整備工事に伴う 四宮小学校解体工事



## 議案第4号

門真市役所庁舎本館非常用発電機設置工事請負契約の締結について

門真市役所庁舎本館非常用発電機設置工事について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

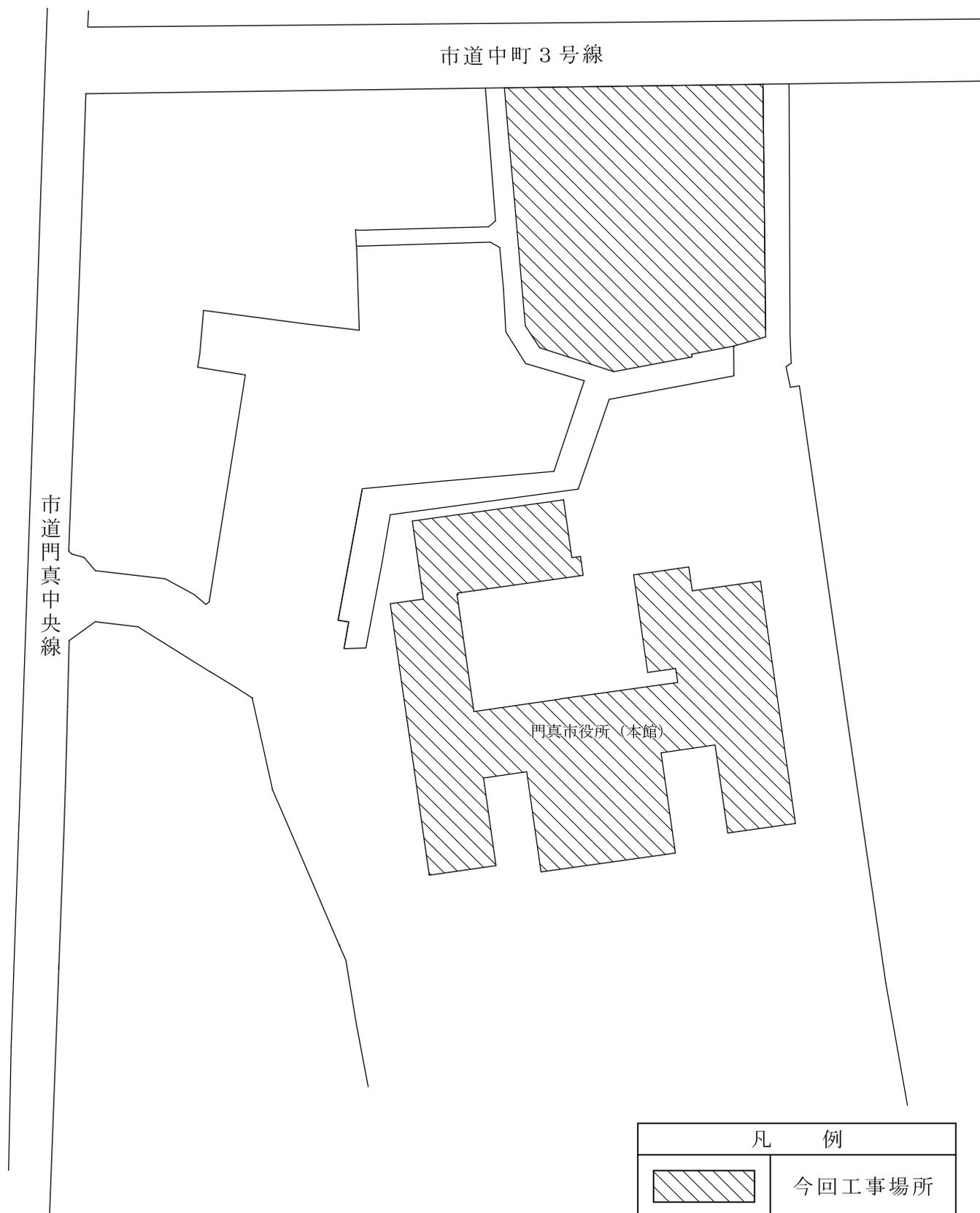
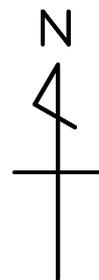
令和8年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 工 事 名  | 門真市役所庁舎本館非常用発電機設置工事                          |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札                                       |
| 3 契約金額   | 162,122,400円                                 |
| 4 契約の相手方 | 東大阪市衣摺二丁目10番11号<br>株式会社大気電機工業所<br>代表取締役 林 靖貴 |
| 5 完成期限   | 令和9年1月29日                                    |

# 門真市役所庁舎本館非常用発電機設置 工事



## 議案第5号

### 大阪広域水道企業団規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日許可）の一部を次のように変更することについて関係市町村と協議するので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 提案理由

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業の経営に関する事務を追加することについて関係市町村と協議を行うため、本案を提出するものである。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日許可）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更後	変更前
<p><b>別表第2（第3条関係）</b></p> <p>岸和田市、<u>泉大津市</u>、八尾市、富田林市、<u>箕面市</u>、<u>柏原市</u>、<u>門真市</u>、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、<u>阪南市</u>、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p>	<p><b>別表第2（第3条関係）</b></p> <p>岸和田市_____、八尾市、富田林市_____、<u>柏原市</u>_____、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、<u>阪南市</u>、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p>

**附 則**

この規約は、令和9年4月1日から施行する。

## 議案第6号

門真市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

門真市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定するにつき、議会の議決を求める。

令和8年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるにつき、本条例案を提出するものである。

# 門真市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

## 目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第33条）

第3章 雑則（第34条・第35条）

附則

### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

（特定乳児等通園支援事業者の一般原則）

**第3条** 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

**第4条** 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

（面談）

**第5条** 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

**第6条** 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込み

を受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

**第7条** 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

**第8条** 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

**第9条** 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

**第10条** 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

**第11条** 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

**第12条** 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

**第13条** 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30

条の21第3項において準用する場合を含む。)の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

**第14条** 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

**第15条** 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

**第16条** 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

**第17条** 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

**第18条** 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行

う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

**第19条** 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該乳児等支援給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

**第20条** 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項(勤務体制の確保等)

**第21条** 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

**第22条** 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

**第23条** 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

**第24条** 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

**第25条** 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

**第26条** 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等

支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

**第27条** 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

**第28条** 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情の解決)

**第29条** 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

**第30条** 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

**第31条** 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
  - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
  - 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通

園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

**第32条** 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

**第33条** 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雑則

(電磁的記録等)

**第34条** 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の

承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の

申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

（委任）

**第35条** この条例に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第7号

### 門真市公告式条例の一部改正について

門真市公告式条例（昭和31年条例第10号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和8年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 提案理由

デジタル利活用による市民の利便性向上及び行政の業務効率化を推進するため、条例、規則等の公布等の方法を見直すほか、所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市公告式条例の一部を改正する条例

門真市公告式条例（昭和31年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>第2条</b> 1 略 2 条例の公布は、<u>本市のホームページに設置した掲示場に掲示して行うものとする。</u> <u>ただし、これにより難しい場合は、市役所の掲示場に掲示して行うことができる。</u></p>	<p><b>第2条</b> 1 略 2 条例の公布は、<u>市役所前の掲示場に掲示してこれを行う。</u></p>
<p><b>第3条</b> <u>本市の規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。</u></p>	
<p>2 <u>前条第2項の規定は、本市の規則について準用する。</u></p>	
<p><b>第4条</b> <u>前条の規定は、本市の機関の定める規則並びに本市及び本市の機関の定めるその他の規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、本市の機関の定める規則及び規程については、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関の代表者名」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><b>第3条</b> <u>前条の規定は、本市の規則並びに本市の機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合においては、本市機関の定める規則その他の規程については、第2条中「市長」とあるのは「その機関又は機関の代表者」と読み替えるものとする。</u></p>
<p><b>第5条</b> <u>条例又は本市若しくは本市の機関の定める規則若しくはその他の規程で公表を要するものは、それぞれ当該条例、規則又は規程をもつて特に施行期日を定めることができる。</u></p>	<p><b>第4条</b> <u>条例、規則又は市の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該条例、規則又は規程をもつて特に施行期日を定めることができる。</u></p>
<p><b>第6条</b> <u>第2条第2項の規定は、本市及び本市の機関の定める告示及び公告について準用する。</u></p>	<p><b>第5条</b> <u>第2条第2項の規定は、第3条に掲げる規程以外のもので公表を要する本市の告示その他の公告にこれを準用する。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(門真市税条例の一部を改正する条例の一部改正)



## 議案第 8 号

### 門真市附属機関に関する条例の一部改正について

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第 3 号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、新たに附属機関を設置する等の見直しを行うとともに、附属機関の委員の報酬額を定める等につき、本条例案を提出するものである。

門真市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<b>別表（第1条関係）</b>		<b>別表（第1条関係）</b>	
1 市長の附属機関		1 市長の附属機関	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
<p style="text-align: center;">） 略</p>		<p style="text-align: center;">） 略</p>	
<p style="text-align: center;">） 略</p>		<p style="text-align: center;">） 略</p>	
<p style="text-align: center;">） 略</p>		<p style="text-align: center;">） 略</p>	
門真市自殺対策計画審議会	門真市自殺対策計画を策定するために必要な事項についての調査審議に関する事務		
2 教育委員会の附属機関		2 教育委員会の附属機関	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
<p style="text-align: center;">） 略</p>		<p style="text-align: center;">） 略</p>	

改正後		改正前	
3 略		等業務委託事業者選定委員会	業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
		) 略	
3 略		3 略	

**附 則**

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<b>別表 (第1条関係)</b>		<b>別表 (第1条関係)</b>	
区分	報酬額	区分	報酬額
) 略		) 略	
		子どもの未来応援プログラム事業委託事業者選定委員会委員	日 8,400円
		) 略	
		(仮称) 門真市立生涯学習複合施設整備事業者選定委員会委員	日 8,400円
		) 略	
		(仮称) 門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会委員	日 8,400円
		(仮称) 門真市立生涯学習複合施設家具調達事業者選定委員会委員	日 8,400円
		) 略	
		いじめ重大事態調査委員会委員	略
		自殺対策計画審議会委員	日 8,400円
略		略	
備考 略		備考 略	

## 議案第9号

### 門真市行政手続条例の一部改正について

門真市行政手続条例（平成11年門真市条例第15号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和8年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 提案理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）による行政手続法の一部改正の趣旨に鑑み、所在が判明しない者に対する聴聞及び弁明の機会の付与に係る通知の公示方法を改めるにつき、本条例案を提出するものである。

門真市行政手続条例の一部を改正する条例

門真市行政手続条例（平成11年門真市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p><b>第15条</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p><b>第15条</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>
<p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>	
<p>(代理人)</p> <p><b>第16条</b> 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事</u></p>	<p>(代理人)</p> <p><b>第16条</b> 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事</u></p>

改正後	改正前
<p>者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p><b>第22条</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p>	<p>者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p><b>第22条</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 第15条第3項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、_____「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>)」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p>
<p><b>第29条</b> 第15条第3項及び第4項、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第4項中「<u>第1項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>第28条第1項第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第4項後段</u>」と、第18条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下「当事者等」という。)」とあるのは「当事者」と、「聴聞の通知があつた時から聴聞が終結する時」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があつた時から提出期限等」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第29条において準用する第18条第1項」と読み替えるものとする。</p>	<p><b>第29条</b> 第15条第3項_____、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条第1項」と、_____「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同項第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と、第18条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下「当事者等」という。)」とあるのは「当事者」と、「聴聞の通知があつた時から聴聞が終結する時」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があつた時から提出期限等」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第29条において準用する第18条第1項」と読み替えるものとする。</p>

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の門真市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

## 議案第10号

### 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和8年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 提案理由

国家公務員の給与改定及び諸般の状況に鑑み、本市一般職の職員の駐車場等の利用に係る通勤手当を設けるほか、所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第23号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p><b>第17条</b> 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通勤のため、<u>自動車</u>その他市長が特に承認する交通の用具(以下「<u>自動車等</u>」という。)を使用することを常例とする職員(<u>自動車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、<u>自動車等</u>を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は<u>自動車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。)にあつては、1箇月当たりの通勤回数を考慮して市長が定める額)とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前項第2号</u>に掲げる職員 66,400円を<u>超えない範囲内で自動車等の使用距離の</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p><b>第17条</b> 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通勤のため、<u>自転車</u>、<u>原動機付自転車</u>その他市長が特に承認する交通の用具(以下「<u>自転車等</u>」という。)を使用することを常例とする職員(<u>自転車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、<u>自転車等</u>を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は<u>自転車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。)にあつては、1箇月当たりの通勤回数を考慮して市長が定める額)とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前項第2号</u>に掲げる職員 ア <u>通勤距離が片道5キロメートル未満</u></p>

改正後	改正前
<p><u>区分に応じて規則で定める月額</u></p>	<p><u>の職員 月額 2,000円</u></p> <p><u>イ 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員 月額 4,200円</u></p> <p><u>ウ 通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満の職員 月額 7,300円</u></p> <p><u>エ 通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満の職員 月額 10,400円</u></p> <p><u>オ 通勤距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満の職員 月額 13,500円</u></p> <p><u>カ 通勤距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満の職員 月額 16,600円</u></p> <p><u>キ 通勤距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満の職員 月額 19,700円</u></p> <p><u>ク 通勤距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満の職員 月額 22,800円</u></p> <p><u>ケ 通勤距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満の職員 月額 25,900円</u></p> <p><u>コ 通勤距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満の職員 月額 29,100円</u></p> <p><u>サ 通勤距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満の職員 月額 32,300円</u></p> <p><u>シ 通勤距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満の職員 月額 35,500円</u></p> <p><u>ス 通勤距離が片道60キロメートル以上の職員 月額 38,700円</u></p>
<p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、<u>自動車等</u>の使用距離等の事情を考慮して市</p>	<p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、<u>自転車等</u>の使用距離等の事情を考慮して市</p>



## 議案第11号

### 門真市手数料条例の一部改正について

門真市手数料条例（平成12年門真市条例第2号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和8年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 提案理由

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）によるマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、引用法律名の整備を行うとともに、所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市手数料条例の一部を改正する条例

門真市手数料条例（平成12年門真市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<b>別表第1（第2条関係）</b>				<b>別表第1（第2条関係）</b>			
事務の区分		手数料の額		事務の区分		手数料の額	
		単位及び区分	金額			単位及び区分	金額
略				略			
8	マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）関係事務	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項の規定に基づく許可の申請に対する審査	略	8	要除却認定マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）関係事務	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例に係る許可の申請に対する審査	略
略				略			
備考 略				備考 略			

**附 則**

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第12号

門真市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

門真市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年門真市条例第27号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和8年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

## 提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第96号）の施行に伴い、所要の規定整備を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

門真市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年門真市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（職員の一般的要件）</u></p> <p><b>第10条</b> 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p>	<p><u>（職員の一般的条件）</u></p> <p><b>第10条</b> 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p>
<p><u>（職員の知識及び技能の向上等）</u></p> <p><b>第11条</b> 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p><u>（職員の知識及び技能の向上等）</u></p> <p><b>第11条</b> 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p><u>（虐待等の禁止）</u></p> <p><b>第14条</b> 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p><u>（虐待等の防止）</u></p> <p><b>第14条</b> 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p><u>（乳児等通園支援事業所内部の規程）</u></p> <p><b>第17条</b> 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>その他の利用に当た</u>ての留意事項</p> <p>(8)～(11) 略</p>	<p><u>（乳児等通園支援事業所内部の規程）</u></p> <p><b>第17条</b> 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>並びに利用に当た</u>ての留意事項</p> <p>(8)～(11) 略</p>



改正後	改正前
<p>る。</p> <p>(電磁的記録)</p> <p><b>第28条</b> 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>	<p>る。<u>この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。</u></p> <p>(電磁的記録)</p> <p><b>第28条</b> 乳児等通園支援事業者及びその____職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>

**附 則**

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第13号

### 門真市保健福祉センター条例の一部改正について

門真市保健福祉センター条例（平成12年門真市条例第9号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和8年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 提案理由

門真市保健福祉センター内の診療所における歯科の診療時間及び受付時間を変更するにつき、本条例案を提出するものである。

門真市保健福祉センター条例の一部を改正する条例

門真市保健福祉センター条例（平成12年門真市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(診療所の診療日等)				(診療所の診療日等)			
<b>第3条の7</b> 診療所の診療日、診療時間及び受付時間は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、臨時に診療し、又は休診することができる。				<b>第3条の7</b> 診療所の診療日、診療時間及び受付時間は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、臨時に診療し、又は休診することができる。			
診療科目	診療日	診療時間	受付時間	診療科目	診療日	診療時間	受付時間
略				略			
歯科	(1) 日曜日（12月30日から翌年の1月3日までの日に当たる場合を除く。(2)において同じ。）	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	午前10時から午前11時30分まで及び午後1時から午後2時30分まで	歯科	(1) 日曜日（12月30日から翌年の1月3日までの日に当たる場合を除く。(2)において同じ。）	午後1時から午後5時まで	午後1時から午後4時まで
	(2) 休日		まで		(2) 休日		
略				略			
略				略			

附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。

## 議案第14号

### 門真市国民健康保険条例の一部改正について

門真市国民健康保険条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和8年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 提案理由

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和8年政令第2号）による国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金に係る保険料について規定し、及び低所得者に係る保険料の軽減判定所得を見直すほか、所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市国民健康保険条例の一部を改正する条例

門真市国民健康保険条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料の賦課額)</p> <p><b>第10条</b> 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(3) <u>世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(4) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>2 略</p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p><b>第10条</b> 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p> <p>2 略</p>
<p>(基礎賦課総額)</p> <p><b>第10条の2</b> 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第19条、第19条の3及び第19条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除</p>	<p>(基礎賦課総額)</p> <p><b>第10条の2</b> 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第19条、第19条の3及び第19条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除</p>

改正後	改正前
<p>した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び<u>高齢者医療確保法</u>の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）<u>、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び<u>病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民</p>	<p>した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）<u>、高齢者医療確保法</u>の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）<u>及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）</u> _____ の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び<u>病床転換支援金等並びに介護納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民</p>

改正後	改正前
<p>健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ～エ 略</p>	<p>健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ～エ 略</p>
<p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p><b>第14条の6の5</b> 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額</p> <p>ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>2～3 略</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p><b>第14条の6の5</b> 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額</p> <p>ア <u>イ又はウに掲げる世帯</u>以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>2～3 略</p>
<p><b>第14条の11</b> 略</p>	<p><b>第14条の11</b> 略</p>
<p>(子ども・子育て支援納付金賦課総額)</p> <p><b>第14条の12</b> 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第19条及び第19条の3から第19条の5までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>	<hr/>

改正後	改正前
<p>ア <u>当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額</u></p>	<p>—</p>
<p>イ <u>第19条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額</u></p>	<p>—</p>
<p>(2) <u>当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p>	<p>—</p>
<p>ア <u>法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</u></p>	<p>—</p>
<p>イ <u>その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</u></p>	<p>—</p>
<p><u>（子ども・子育て支援納付金賦課額）</u></p>	<p>—</p>
<p><b>第14条の13</b> <u>保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。</u></p>	<p>—</p>
<p>2 <u>前項の場合において、同項の子ども・子育て支援納付金賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p>	<p>—</p>

改正後	改正前
<p>(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)</p>	
<p><b>第14条の14</b> 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	
<p>(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)</p>	
<p><b>第14条の15</b> 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>	
<p>(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率</p>	
<p>(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</p>	
<p>(3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額</p>	
<p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p>	
<p>3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。</p>	
<p>(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)</p>	
<p><b>第14条の16</b> 第14条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額を超えることができない。</p>	
<p>(賦課期日後における納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p>	<p>(賦課期日後における納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p>
<p><b>第18条</b> 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増</p>	<p><b>第18条</b> 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増</p>

改正後	改正前
<p>加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは第14条の6の3の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第14条の8若しくは第14条の13の額又は第19条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第19条の3第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第5項（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の4第1項各号（同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第6項各号（同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第19条の5第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等と</p>	<p>加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは第14条の6の3の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第14条の8_____の額又は第19条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額_____、第19条の3第1項（同条第3項_____の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額_____の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつ</p>

改正後	改正前
<p>なつた日の属する月から、月割をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条、第14条の6の3、第14条の8若しくは第14条の13の額又は第19条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第19条の3第1項に定める額、同条第5項に定める額、第19条の4第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第19条の5第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p>	<p>た若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは第14条の6の3の額若しくは第14条の8の額又は第19条第1項各号に定める額、第19条の3第1項に定める第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号に定める額、第19条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p>
<p><b>第19条</b> 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第14条の6の額を超える場合には、第14条の6の額）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金</p>	<p><b>第19条</b> 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第14条の6の額を超える場合には、第14条の6の額）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金</p>

改正後	改正前
<p>額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号並びに第5項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得</p>	<p>額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号_____において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得</p>

改正後	改正前
<p>について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号並びに第5項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額 ア～イ 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>310,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被</p>	<p>について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号_____において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額 ア～イ 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>305,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被</p>

改正後	改正前
<p>保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額 ア～イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた金額)に<u>570,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額 ア～イ 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 次の各号に該当する納付義務者に対して</p>	<p>保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額 ア～イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた金額)に<u>560,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額 ア～イ 略</p> <p>2～4 略</p>
<p>課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第14条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第14条の16の額を超える場合には、第14条の16の額)とする。</p> <p>(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及</p>	

改正後	改正前
<p>び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額</p> <p>ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p>	
<p>(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に310,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属す</p>	



改正後	改正前
<p>付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p>	
<p>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p>	
<p>6 第14条の15第2項及び第3項の規定は、</p>	
<p>前項各号ア及びイに規定する額の決定について準用する。この場合において、第14条の15第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p>	
<p>(特例対象被保険者等の特例)</p>	<p>(特例対象被保険者等の特例)</p>
<p><b>第19条の2</b> 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第12条第1項、第14条の6の4、第14条の9及び第14条の14並びに前条第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び同条第5項の規定の適用については、第12条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)」と、「つについては、同法」とあるのは「つについては、地方税法」とする。</p>	<p><b>第19条の2</b> 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第12条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第12条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)」と、「つについては、同法」とあるのは「つについては、地方税法」とする。</p>
<p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p>	<p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p>
<p><b>第19条の3</b> 当該年度において、その世帯に</p>	<p><b>第19条の3</b> 当該年度において、その世帯に</p>

改正後	改正前
<p>6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。)を控除して得た額とする(第5項に掲げる場合を除く。)</p> <p>2～3 略</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第14条の15」と、第2項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の15第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第14条」とあるのは「第14条の6の5」と、前項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の6の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第5項各号」と、「第14条」とあるのは「第14条の15」と、第6項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の15第3項」と読み替えるものとする。</p>	<p>6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)</p> <p>2～3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と_____、 _____、「第14条」とあるのは「第14条の6の5」と、前項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の6の5第3項」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p><b>第19条の4</b> 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第14条の6の額を超える場合には、第14条の6の額）とする（<u>第6項</u>に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）<u>第32条の10の3</u>で定める場合には、出産の日。第26条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「<u>産前産後期間</u>」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p><b>第19条の4</b> 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第14条の6の額を超える場合には、第14条の6の額）とする（<u>第5項</u>に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）<u>第32条の10の2</u>で定める場合には、出産の日。第26条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「<u>産前産後期間</u>」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p>
<p>5 <u>第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第11条」とあるのは「第14条の13」と、「第14条の6の額」とあるのは「第14条の16の額」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の15」と読み替えるものとする。</u></p>	
<p>6 略</p> <p>7 略</p>	<p>5 略</p> <p>6 略</p>



改正後	改正前
<p><b>第19条の5</b> 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第14条の15の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第19条第5項、第19条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。</p>	
<p>2 第14条の15第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第14条の15第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p>	
<p>（保険料の減免）</p>	<p>（保険料の減免）</p>
<p><b>第26条</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯であつて、必要があると認めるときは、その申請により保険料を減免する。</p> <p>(1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、居住する住宅について著しい損害を受けたとき。</p> <p>(2) 事業又は業務の不振又は休廃止、失業等により、所得が著しく減少したとき（減少後の所得により算定した保険料額が賦課限度額を超えている場合を除く。）。</p> <p>(3)～(4) 略</p>	<p><b>第26条</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯であつて、必要があると認めるときは、その申請により保険料を減免する。</p> <p>(1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、居住する住宅、<u>家財等財産</u>について著しい損害を受けたとき。</p> <p>(2) 事業又は業務の不振又は休廃止、失業等により、<u>世帯収入</u>が著しく減少したとき（減少後の所得により算定した保険料額が賦課限度額を超えている場合を除く。）。</p> <p>(3)～(4) 略</p>
<p>2 前項の規定によつて保険料の減免を受け</p>	<p>2 前項の規定によつて保険料の減免を受け</p>

改正後	改正前
<p>ようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、当該納期限までに提出することができないことについて、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p>3 略</p>	<p>ようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、当該納期限までに提出することができないことについて、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)</u> <u>納期限及び保険料の額</u></p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p>3 略</p>

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の門真市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第10条、第14条の12から第14条の16まで及び第18条から第19条の5までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

### (経過措置)

- 3 令和8年度分の保険料に係る新条例第14条の16の規定の適用については、同条中「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額」とあるのは「国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額」と読み替えるものとする。

## 議案第15号

### 門真市介護保険条例の一部改正について

門真市介護保険条例（令和6年門真市条例第17号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和8年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 提案理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）の施行に伴い、令和8年度における保険料率の算定に関する特例を定めるにつき、本条例案を提出するものである。



改正後	改正前
<p>第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）とする。</p>	
<p>2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第</p>	

改正後	改正前
<p>1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。</p>	
<p>3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定す</p>	

改正後	改正前
<p>る給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）とする。</p> <p>（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）</p>	
<p><b>第7条</b> 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</p> <p>(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）</p> <p>(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 令和7年中の給与等の収入金額が</p>	

改正後	改正前
<p>551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</p>	
<p>イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合</p>	
<p>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</p>	
<p>(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</p>	
<p>ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、門真市税条例（平成14年門真市条例第24号）第14条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</p>	
<p>イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、門真市税条例第14条第2項で定める金額から同年の合計所得金額</p>	

改正後	改正前
<p>を控除して得た額が100,000円以下である場合</p>	
<p>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、門真市税条例第14条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</p>	
<p>2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</p>	
<p>(令和8年度の保険料の減免の特例)</p>	
<p><b>第8条</b> 市長は、令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であって、前条第1項又は第2項の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されている者とみなされる者のうち、必要と認める事由があるものに対し、前2条を適用して算定した額から前2条を適用しない場合に算定することとなる額を控除した保険料について、減免することができる。</p>	
<p>2 前項の規定による減免は、市長が職権により行うものとし、保険料の減免を受けようとする者による申請を要しない。</p>	

**附 則**

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第16号

### 門真市営住宅条例の一部改正について

門真市営住宅条例（平成9年門真市条例第7号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和8年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 提案理由

門真住宅の用途を廃止するにつき、本条例案を提出するものである。

門真市営住宅条例の一部を改正する条例

門真市営住宅条例（平成9年門真市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(市営住宅の設置)</p> <p><b>第3条</b> 本市に市営住宅を設置し、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。ただし、公営住宅の借上げ（法第2条第6号に規定する公営住宅の借上げをいう。以下同じ。）に係る公営住宅（以下「借上げ公営住宅」という。）については、市長が公示して定める。</p> <table border="1" data-bbox="188 779 767 972"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 779 411 828">名称</th> <th data-bbox="411 779 767 828">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="188 828 767 972" style="text-align: center;">                     〽 略                 </td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	〽 略		<p>(市営住宅の設置)</p> <p><b>第3条</b> 本市に市営住宅を設置し、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。ただし、公営住宅の借上げ（法第2条第6号に規定する公営住宅の借上げをいう。以下同じ。）に係る公営住宅（以下「借上げ公営住宅」という。）については、市長が公示して定める。</p> <table border="1" data-bbox="833 779 1412 972"> <thead> <tr> <th data-bbox="833 779 1056 828">名称</th> <th data-bbox="1056 779 1412 828">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="833 828 1412 878" style="text-align: center;">                     〽 略                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="833 878 1056 927"><u>門真住宅</u></td> <td data-bbox="1056 878 1412 927"><u>門真市千石西町</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="833 927 1412 972" style="text-align: center;">                     〽 略                 </td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	〽 略		<u>門真住宅</u>	<u>門真市千石西町</u>	〽 略	
名称	位置												
〽 略													
名称	位置												
〽 略													
<u>門真住宅</u>	<u>門真市千石西町</u>												
〽 略													

**附 則**

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第17号

門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の  
一部改正について

門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例（令和6年門真市条例第34号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和8年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

## 提案理由

国による学校給食費の抜本的な負担軽減の実施に伴い、学校給食費無償化の対象児童を拡大するにつき、本条例案を提出するものである。

門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の一部を改正する条例

門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例（令和6年門真市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(学校給食費の徴収等)	(学校給食費の徴収等)
<b>第4条</b>	<b>第4条</b>
1 略	1 略
2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒に対し実施する学校給食に係る学校給食費については、当該児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）から徴収する。</u>	2 前項の規定にかかわらず、学校給食を受ける児童若しくは生徒の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助で学校給食に関するもの又は学校給食を受ける児童若しくは生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）が同法第19条の規定による援助若しくは特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨に基づく援助で学校給食費に関するものを受けている期間にこれらの児童又は生徒に対し実施する学校給食に係る学校給食費については、これらの児童又は生徒の保護者から徴収する。
(1) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものを受けている世帯に属する児童又は生徒</u>	
(2) <u>保護者が学校教育法第19条の規定による援助で学校給食費に関するものを受けている児童（その保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める者である児童を除く。）又は生徒</u>	
(3) <u>保護者が特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨に基づく援助で学校給食費に関するものを受けている生徒</u>	
3 略	3 略

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食（新条例第2条第1号に規定する学校給食をいう。以下同じ。）に係る学校給食費（同条第2号に規定する学校給食費をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に実施した学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

## 議案第18号

### 門真市立歴史資料館条例の一部改正について

門真市立歴史資料館条例（昭和63年門真市条例第11号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和8年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 提案理由

門真市立歴史資料館を移転することに伴い、同館の名称及び位置を変更し、研修室を設置し、並びに所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市立歴史資料館条例の一部を改正する条例

門真市立歴史資料館条例（昭和63年門真市条例第11号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
<p><u>門真市立かどま歴史ミュージアム条例</u></p>	<p><u>門真市立歴史資料館条例</u></p>				
<p><u>(趣旨)</u></p>	<p><u>(設置)</u></p>				
<p><b>第1条</b> この条例は、市内に散在する歴史資料、考古資料及び民俗資料（以下「資料」という。）を収集し、保存し、及びこれらを展示して広く市民に公開し、もって市民文化の向上に資するとともに、市民の交流を促進するための拠点施設とする門真市立かどま歴史ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><b>第1条</b> 市内に散在する歴史資料、考古資料及び民俗資料（以下「資料」という。）を収集し、保存するとともに、これらを展示して広く市民に公開し、もって市民文化の向上に資するため、門真市立歴史資料館（以下「資料館」という。）を門真市柳町11番1号に設置する。</p>				
<p><u>(名称及び位置)</u></p>					
<p><b>第2条</b> ミュージアムの名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>門真市立かどま歴史ミュージアム</td> <td>門真市月出町11番1号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	門真市立かどま歴史ミュージアム	門真市月出町11番1号	
名称	位置				
門真市立かどま歴史ミュージアム	門真市月出町11番1号				
<p><u>(事業)</u></p>	<p><u>(事業)</u></p>				
<p><b>第3条</b> ミュージアムは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>市民の交流の場を提供すること。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業</u></p>	<p><b>第2条</b> 資料館は、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>その他設置目的を達成するために必要な事業</u></p>				
<p><u>(職員)</u></p>	<p><u>(職員)</u></p>				
<p><b>第4条</b> ミュージアムに館長その他必要な職員を置く。</p>	<p><b>第3条</b> 資料館に館長その他必要な職員を置くことができる。</p>				
<p><u>(使用の許可)</u></p>					
<p><b>第5条</b> 別表に掲げる施設（以下「研修室」</p>					

改正後	改正前
<p>という。) を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。その許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。</p>	
<p>2 市長は、研修室の管理運営上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(使用許可の制限)</p>	
<p><b>第6条</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、研修室の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 建物、設備及び器具等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 営利を目的として研修室を使用しようとするとき。</p> <p>(4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(5) 研修室の管理運営上支障があると認めるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、研修室を使用させることが適当でないとき。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p>	
<p><b>第7条</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、使用の許可を取り消し、又は使用の停止その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の許可条件に違反したとき。</p> <p>(2) 前条各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(3) 虚偽その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 災害その他緊急事態が発生したとき。</p> <p>(5) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあるとき。</p>	

改正後	改正前
<p>2 前項の規定による使用の許可の取消し等により使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。</p> <p>(使用料)</p>	
<p><b>第8条</b> 研修室の使用料（以下「使用料」という。）は、別表に定めるとおりとする。</p>	
<p>2 使用料は、使用の許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。</p> <p>(使用料の減免)</p>	
<p><b>第9条</b> 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p>	
<p><b>第10条</b> 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用できなくなったときその他市長が特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(権利譲渡等の禁止)</p>	
<p><b>第11条</b> 使用者は、許可を受けた目的外に研修室を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(特別設備等の設置)</p>	
<p><b>第12条</b> 使用者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、研修室の管理運営上必要な条件を付することができる。</p>	
<p>2 市長は、特に必要があると認めるときは、使用者に対して研修室の管理運営上必要な設備の設置を命ずることができる。</p>	

改正後	改正前
<u>(原状回復義務)</u>	
<b>第13条</b> 使用者は、研修室の使用を終了したとき又は第7条第1項の規定により使用の許可が取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。	
2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長において執行し、その費用を使用者から徴収するものとする。	
<u>(特別利用の許可)</u>	
<b>第14条</b> 学術研究等のため、ミュージアムの資料の熟覧、模写、撮影等（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。その許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。	
2 第5条第2項の規定は、前項の許可について準用する。	
<u>(特別利用許可の制限)</u>	
<b>第15条</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用を許可しない。	
(1) 特別利用をすることによりミュージアムの資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。	
(2) ミュージアムの管理運営上支障があると認めるとき。	
(3) 前2号に掲げるもののほか、特別利用をさせることが適当でないとき。	
<u>(特別利用許可の取消し等)</u>	
<b>第16条</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用の許可を受けた者に対し、特別利用の許可を取り消し、又は特別利用の停止その他必要な措置を講ずることができる。	
(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は特別利用の許可条件に違反したとき。	
(2) 前条各号のいずれかに該当したとき。	

改正後	改正前
<p>(損害賠償)</p> <p><b>第17条</b> ミュージアムの入館者がミュージアムの資料並びに建物、設備及び器具等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失したときは、入館者（研修室の使用時にあっては使用者）は、その損害を賠償しなければならない。</p> <p><b>第18条</b> 略</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><b>第4条</b> 略</p>

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条、第8条関係）

時間別 施設名	基本料					
	午前9時30分 から午後0時30分 まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午前9時30分 から午後3時 まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時30分 から午後5時 まで
	円	円	円	円	円	円
研修室1	600	400	400	1,100	800	1,500
研修室2	600	400	400	1,100	800	1,500

備考

- 1 使用時間には、準備、原状回復等に要する一切の時間を含むものとする。
- 2 本市の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が使用するときの使用料は、基本料に2を乗じて得た額とする。
- 3 研修室1及び研修室2を併用して使用する場合に限り、その使用時間については講師控室を使用することができる。この場合における講師控室の使用料は、無料とする。
- 4 附属設備を使用するときは、その使用料として各品目の単位ごとに研修室の使用1回につき、500円以内で規則で定める額を加算する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 門真市立かどま歴史ミュージアムの施設の使用に係る手続、使用料の徴収その他事業の実施のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正)

- 3 門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例(平成28年門真市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第23条第1項の規定により市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 門真市立図書館、<u>門真市立かどま歴史ミュージアム</u>その他の社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に関すること(法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、社会教育に関する教育機関のみに係るものを含む。)</p> <p>(2)~(3) 略</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第23条第1項の規定により市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 門真市立図書館、<u>門真市立歴史資料館</u>その他の社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に関すること(法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、社会教育に関する教育機関のみに係るものを含む。)</p> <p>(2)~(3) 略</p>

## 議案第19号

門真市立青少年運動広場条例及び門真市立テニスコート条例の  
一部改正について

門真市立青少年運動広場条例（平成17年門真市条例第25号）及び門真市立テニスコート条例（平成17年門真市条例第27号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和8年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

## 提案理由

門真市立青少年運動広場及び門真市立テニスコートの開場時間を変更するにつき、本条例案を提出するものである。

門真市立青少年運動広場条例及び門真市立テニスコート条例の一部を改正する条例

(門真市立青少年運動広場条例の一部改正)

**第1条** 門真市立青少年運動広場条例（平成17年門真市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																		
(開場時間) <b>第4条</b> 運動広場の開場時間は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けて運動広場の開場時間を変更することができる。		(開場時間) <b>第4条</b> 運動広場の開場時間は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けて運動広場の開場時間を変更することができる。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>1月から4月</th> <th>5月から9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td>まで及び10月</td> <td>まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>から12月まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td colspan="2">午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</td> <td>午前8時から午後9時まで</td> <td>午前7時から午後9時まで</td> </tr> </tbody> </table>	期間	1月から4月	5月から9月	区分	まで及び10月	まで		から12月まで		平日	午前9時から午後9時まで		日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日	午前8時から午後9時まで	午前7時から午後9時まで				
期間	1月から4月	5月から9月																		
区分	まで及び10月	まで																		
	から12月まで																			
平日	午前9時から午後9時まで																			
日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日	午前8時から午後9時まで	午前7時から午後9時まで																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>1月、2月及び12月</th> <th>3月、4月及び9月</th> <th>5月から8月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td>から11月</td> <td>まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</td> <td>午前8時から午後5時まで</td> <td>午前8時から午後9時まで</td> <td>午前7時から午後9時まで</td> </tr> </tbody> </table>	期間	1月、2月及び12月	3月、4月及び9月	5月から8月	区分	から11月	まで		平日	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後9時まで		日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日	午前8時から午後5時まで	午前8時から午後9時まで	午前7時から午後9時まで			
期間	1月、2月及び12月	3月、4月及び9月	5月から8月																	
区分	から11月	まで																		
平日	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後9時まで																		
日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日	午前8時から午後5時まで	午前8時から午後9時まで	午前7時から午後9時まで																	
2	略	2	略																	

(門真市立テニスコート条例の一部改正)

**第2条** 門真市立テニスコート条例（平成17年門真市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(開場時間) <b>第4条</b> テニスコートの開場時間は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けてテニスコートの開場時間を変更すること		(開場時間) <b>第4条</b> テニスコートの開場時間は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けてテニスコートの開場時間を変更すること	

改正後				改正前			
ができる。				ができる。			
区分	期間	1月から4月 まで及び10月 から12月まで	5月から9月 まで	区分	期間	1月から4月 まで及び9月 から12月まで	5月から8月 まで
	く 略				く 略		
2 略				2 略			

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和8年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

#### (準備行為)

2 第1条の規定による改正後の門真市立青少年運動広場条例及び第2条の規定による改正後の門真市立テニスコート条例の規定による門真市立青少年運動広場及び門真市立テニスコートの利用の許可、利用料金の徴収等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。



## 議案第20号

### 令和7年度門真市一般会計補正予算（第12号）

令和7年度門真市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ627,190千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90,730,644千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

**第2条** 既定の繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

**第3条** 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

**第4条** 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和8年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10	地方交付税	7,538,219	717,439	8,255,658
	1 地方交付税	7,538,219	717,439	8,255,658
14	国庫支出金	24,073,542	543,173	24,616,715
	1 国庫負担金	15,299,695	120,898	15,420,593
	2 国庫補助金	8,729,936	422,275	9,152,211
15	府支出金	5,940,375	48,238	5,988,613
	1 府負担金	3,817,389	49,704	3,867,093
	2 府補助金	1,249,110	△1,466	1,247,644
18	繰入金	4,446,242	△340,000	4,106,242
	1 基金繰入金	4,446,242	△340,000	4,106,242
19	諸収入	591,235	40	591,275
	5 雑入	551,302	40	551,342
20	市債	18,899,200	△341,700	18,557,500
	1 市債	18,899,200	△341,700	18,557,500
	歳入合計	90,103,454	627,190	90,730,644

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	9,006,693	281,587	9,288,280
	1 総務管理費	7,488,840	279,739	7,768,579
	3 戸籍住民基本台帳費	484,265	1,848	486,113
3	民生費	37,014,267	292,544	37,306,811
	1 社会福祉費	13,638,311	96,370	13,734,681
	2 児童福祉費	10,446,928	196,174	10,643,102
4	衛生費	3,906,756	5,091	3,911,847
	1 保健衛生費	1,435,098	5,091	1,440,189
7	土木費	10,101,722	65,959	10,167,681
	2 道路橋りょう費	1,181,751	1,548	1,183,299
	7 災害救助費	64,067	64,411	128,478
8	消防費	2,005,341	△20,958	1,984,383
	1 消防費	2,005,341	△20,958	1,984,383
9	教育費	21,147,783	0	21,147,783
	1 教育総務費	11,367,364	0	11,367,364
	5 社会教育費	7,472,128	0	7,472,128
12	予備費	54,416	2,967	57,383
	1 予備費	54,416	2,967	57,383
	歳 出 合 計	90,103,454	627,190	90,730,644

第2表  
追 加

繰越明許費補正

款	項	事 業 名	金 額
			千円
2 総務費	1 総務管理費	庁舎管理（当直・清掃・駐車場等）事務	10,836
2 総務費	1 総務管理費	自動車・会議室管理事務	260
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸 籍 事 務	1,848
3 民生費	1 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	13,501
4 衛生費	1 保健衛生費	災害時医療・救護体制整備事業	2,294
7 土木費	2 道路橋りょう費	大阪モノレール門真市駅・（仮称）門真南駅間新駅設置事業	36,908
7 土木費	2 道路橋りょう費	道 路 維 持 管 理 事 業	4,605
7 土木費	4 都市計画費	住 宅 市 街 地 総 合 整 備 事 業	631,990
7 土木費	4 都市計画費	延 焼 遮 断 帯 整 備 促 進 事 業	50,388
7 土木費	4 都市計画費	庁 舎 エ リ ア 整 備 事 業	12,869
7 土木費	7 災害救助費	防 災 対 策 事 業	64,411
8 消防費	1 消防費	消 火 栓 等 整 備 事 業	1,740

第3表 債務負担行為補正  
追 加

事 項	期 間	限 度 額
(仮称)門真市立統合中学校整備PFI 事業(令和8年度維持管理費改定分)	令和7年度	千円
	}	649
	令和8年度	

# 変 更

事 項	変 更 前	
	期 間	限 度 額
職員確保推進事務委託	令和8年度	千円
	）	13,640
	令和9年度	

変 更 後	
期 間	限 度 額
	千円
令和8年度	6,820

第4表 地方債補正  
変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還方法
公共施設等整備	千円 6,166,500	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元金均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
学校教育施設等整備	8,493,700			
計	14,660,200			

補正後			
限度額	起債の方法	利率	償還方法
千円 6,012,300	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができ
8,306,200			
14,318,500			





## (歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	9,006,693	281,587	9,288,280
3 民生費	37,014,267	292,544	37,306,811
4 衛生費	3,906,756	5,091	3,911,847
7 土木費	10,101,722	65,959	10,167,681
8 消防費	2,005,341	△20,958	1,984,383
9 教育費	21,147,783	0	21,147,783
12 予備費	54,416	2,967	57,383
歳 出 合 計	90,103,454	627,190	90,730,644



## 2 歳 入

### 10 款 地方交付税

#### 1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税	千円 7,538,219	千円 717,439	千円 8,255,658
計	7,538,219	717,439	8,255,658

### 14 款 国庫支出金

#### 1 項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	15,218,648	120,898	15,339,546
計	15,299,695	120,898	15,420,593

### 14 款 国庫支出金

#### 2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	2,221,333	41,436	2,262,769
------------	-----------	--------	-----------

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	千円 717,439	普通交付税	千円

3 子どものための教育・保育給付費負担金	72,853	子どものための教育・保育給付費負担金	
97 障がい者自立支援給付費等負担金	48,045	障がい者自立支援給付費等負担金	

1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1,848	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	
18 デジタル基盤改革支援補助金	34,183	デジタル基盤改革支援補助金	
25 地域未来交付金	5,405	地域未来交付金（地域防災緊急整備型）	

10款 地方交付税 14款 国庫支出金

1 4 款 国庫支出金  
2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	千円 733,478	千円 △1,427	千円 732,051
3 衛生費国庫補助金	109,343	2,445	111,788
5 土木費国庫補助金	3,786,476	32,943	3,819,419
6 教育費国庫補助金	1,867,961	346,878	2,214,839
計	8,729,936	422,275	9,152,211

節		金額	説明	明
区分				
2	子ども・子育て支援交付金	千円 △1,466	子ども・子育て支援交付金	千円
62	児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	39	児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	
23	児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	1,335	児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	
25	地域未来交付金	1,110	地域未来交付金（地域防災緊急整備型）	
3	地域未来交付金	32,943	地域未来交付金（地域防災緊急整備型）	
49	社会資本整備総合交付金	246,888	住宅市街地総合整備事業費補助金 社会資本整備総合交付金	59,377 187,511
60	都市構造再編集中支援事業費補助金	99,990	都市構造再編集中支援事業費補助金	

14款 国庫支出金

15款 府支出金  
1項 府負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 民生費府負担金	千円 3,803,566	千円 49,704	千円 3,853,270
計	3,817,389	49,704	3,867,093

15款 府支出金  
2項 府補助金

2 民生費府補助金	620,715	△1,466	619,249
計	1,249,110	△1,466	1,247,644

18款 繰入金  
1項 基金繰入金

10 財政調整基金繰入金	670,000	△340,000	330,000
計	4,446,242	△340,000	4,106,242

19款 諸収入  
5項 雑入

2 雑入	550,656	40	550,696
計	551,302	40	551,342

節		金額	説明	明
区分				
5	子どものための教育・保育給付費負担金	千円 25,682	子どものための教育・保育給付費負担金	千円
91	障がい者自立支援給付費等負担金	24,022	障がい者自立支援給付費等負担金	

31	子ども・子育て支援交付金	△1,466	子ども・子育て支援交付金	

1	財政調整基金繰入金	△340,000	財政調整基金繰入金	

10	補助金返還金	40	保育士等定着支援給付費過年度分返還金	

15款 府支出金 18款 繰入金 19款 諸収入

20款 市債  
1項 市債

目	補正前の額	補正額	計
1 総務債	千円 803,400	千円 5,400	千円 808,800
6 教育債	13,817,800	△347,100	13,470,700
計	18,899,200	△341,700	18,557,500

節		金額	説明
区分	金額		
12 補正予算債	千円 5,400	災害対策車両債	千円
15 公共事業等債	59,300	(仮称) 市立生涯学習複合施設建設事業債	
16 公共施設等適 正管理推進事 業債	△487,600	(仮称) 市立生涯学習複合施設建設事業債 新統合学校整備事業債	△318,800 △168,800
17 補正予算債	99,900	(仮称) 市立生涯学習複合施設建設事業債	
34 行政改革推進 債	△18,700	公共施設整備事業債	

20款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	5,593,632	66,442	5,660,074	5,405	5,400		55,637
				国庫支出金	市債		
				5,405	5,400		
6 財産管理費	41,418	260	41,678				260
20 財政調整基金費	21,446	106,416	127,862				106,416
50 減債基金費	0	106,621	106,621				106,621

節		説 明	千円
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 54,943	○施策評価対象外事業 職員等の人件費に関する事務	55,606
18 備品購入費	10,836	職員手当等	54,943
19 負担金補助及び交付金	663	退職手当	54,943
		負担金補助及び交付金	663
		負担金	663
		一般会計退職手当負担金	663
		○施策評価対象外事業 庁舎管理（当直・清掃・駐車場等）事務	10,836
		備品購入費	10,836
		重要物品購入費	10,836
		車輛購入費	10,836
12 役務費	223	○施策評価対象外事業 自動車・会議室管理事務	260
27 公課費	37	役務費	223
		保険料（自動車損害保険）	223
		公課費	37
		自動車重量税	37
25 積立金	106,416	○施策評価対象外事業 財政調整基金積立事業	106,416
		積立金	106,416
		財政調整基金（流動資産）	106,416
		基金積立金	106,416
25 積立金	106,621	○施策評価対象外事業 減債基金積立事業	106,621
		積立金	106,621
		減債基金（流動資産）	106,621
		基金積立金	106,621

2 款 総務費

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	千円 7,488,840	千円 279,739	千円 7,768,579	千円 5,405	千円 5,400	千円 0	千円 268,934

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	484,265	1,848	486,113	1,848			
				国庫支出金 1,848			
計	484,265	1,848	486,113	1,848	0	0	0

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	8,071,144	96,370	8,167,514	72,067			24,303
				国庫支出金 48,045			
				府支出金 24,022			
計	13,638,311	96,370	13,734,681	72,067	0	0	24,303

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	1,143,197	0	1,143,197	△2,893			2,893
-----------	-----------	---	-----------	--------	--	--	-------

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

13 委託料	1,848	○施策評価対象外事業
		戸籍事務 1,848
		委託料 1,848
		各種業務委託料（費用） 1,848
		戸籍総合システム業務委託料 1,848

20 扶助費	96,091	○障がい児（者）等への支援
		障がい者等支援給付事業 96,370
23 償還金利子及び割引料	279	扶助費 96,091
		障がい者等支援給付費（介護給付・訓練等給付） 96,091
		償還金利子及び割引料 279
		過年度過誤納還付 279
		令和6年度障がい者自立支援給付費等府費負担金返還金 279

--	--	--

2款 総務費 3款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
				国庫支出金 △1,427			
				府支出金 △1,466			
2 児童措置費	7,622,011	196,174	7,818,185	98,535		40	97,599
				国庫支出金 72,853		諸収入 40	
				府支出金 25,682			
計	10,446,928	196,174	10,643,102	95,642	0	40	100,492

4款 衛生費

1項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	572,275	2,797	575,072				2,797
-----------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
20 扶助費	196,134	○就学前教育・保育の充実 保育士等確保事業 40
23 償還金利子及び割引料	40	償還金利子及び割引料 40 過年度過誤納還付 40 新子育て支援交付金過年度返還金 40
		○施策評価対象外事業 施設型給付事務 196,134 扶助費 196,134 施設型給付費 196,134

23 償還金利子及び割引料	2,797	○母子保健の充実 妊婦健康診査公費負担事業 825 償還金利子及び割引料 825 過年度過誤納還付 825 令和6年度母子保健衛生費国庫補助 825 乳幼児健康診査事業 395 償還金利子及び割引料 395 過年度過誤納還付 395 令和6年度母子保健衛生費国庫補助 395 妊娠・出産包括支援事業 1,577 償還金利子及び割引料 1,577
---------------	-------	--

3 款 民生費 4 款 衛生費

4款 衛生費

1項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
6 診療所費	81,632	2,294	83,926	1,110 国庫支出金 1,110			1,184
計	1,435,098	5,091	1,440,189	1,110	0	0	3,981

7款 土木費

2項 道路橋りょう費

3 道路維持費	132,270	1,548	133,818	738 国庫支出金 738			810
計	1,181,751	1,548	1,183,299	738	0	0	810

7款 土木費

7項 災害救助費

1 災害救助費	64,067	64,411	128,478	32,205 国庫支出金 32,205			32,206
---------	--------	--------	---------	---------------------------	--	--	--------

節		説明	千円
区分	金額		
		過年度過誤納還付 令和6年度母子保健衛生費国庫補助	1,577 1,577
18 備品購入費	2,294	○危機管理と災害時対策 災害時医療・救護体制整備事業 備品購入費 少額物品購入費 災害医療センター等備品費 重要物品購入費 車輛購入費	2,294 2,294 746 746 1,548 1,548

18 備品購入費	1,548	○快適な道路環境の形成 道路維持管理事業 備品購入費 重要物品購入費 車輛購入費	1,548 1,548 1,548 1,548
----------	-------	--	----------------------------------

18 備品購入費	64,411	○危機管理と災害時対策 防災対策事業 備品購入費 少額物品購入費	64,411 64,411 64,411
----------	--------	---	----------------------------

4 款 衛生費 7 款 土木費

## 7 款 土木費

## 7 項 災害救助費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	64,067	64,411	128,478	32,205	0	0	32,206

## 8 款 消防費

## 1 項 消防費

1 常備消防費	1,881,672	△20,958	1,860,714				△20,958
計	2,005,341	△20,958	1,984,383	0	0	0	△20,958

## 9 款 教育費

## 1 項 教育総務費

2 事務局費	10,837,790	0	10,837,790	187,511	△187,500		△11
				国庫支出金	市債		
				187,511	△187,500		
計	11,367,364	0	11,367,364	187,511	△187,500	0	△11

## 9 款 教育費

## 5 項 社会教育費

1 社会教育総務費	7,011,919	0	7,011,919	159,367	△159,600		233
				国庫支出金	市債		
				159,367	△159,600		
計	7,472,128	0	7,472,128	159,367	△159,600	0	233

節		説明
区分	金額	
	千円	災害用備品費 千円 64,411

19 負担金補助及び交付金	△20,958	○消防・救急医療体制の充実 消防活動事業 △20,958 負担金補助及び交付金 △20,958 負担金 △20,958 守口市門真市消防組合負担金 △20,958



7款 土木費 8款 消防費 9款 教育費

12款 予備費

1項 予備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 予備費	千円 54,416	千円 2,967	千円 57,383	千円	千円	千円	千円 2,967
計	54,416	2,967	57,383	0	0	0	2,967

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

1 2 款 予備費

# 繰越明許費説明書

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	節	金額	繰り越すべき理由
1 一般管理費		千円 10,836	事業完了に日数を要するため
	18 備品購入費	10,836	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	節	金額	繰り越すべき理由
6 財産管理費		千円 260	事業完了に日数を要するため
	12 役務費	223	
	27 公課費	37	

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	節	金額	繰り越すべき理由
1 戸籍住民基本台帳費		千円 1,848	事業完了に日数を要するため
	13 委託料	1,848	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	節	金額	繰り越すべき理由
1 児童福祉総務費		千円 601	事業完了に日数を要するため
	3 職員手当等	411	
	12 役務費	189	
	14 使用料及び賃借料	1	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	節	金額	繰り越すべき理由
2 児童措置費		千円 12,900	事業完了に日数を要するため
	19 負担金補助及び交付金	12,900	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	節	金額	繰り越すべき理由
6 診療所費		千円 2,294	事業完了に日数を要するため
	12 備品購入費	2,294	

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	節	金額	繰り越すべき理由
2 交通政策費		千円 36,908	事業完了に日数を要するため
	13 委託料	11,220	
	19 負担金補助及び交付金	25,688	

## (款) 7 土木費

## (項) 2 道路橋りょう費

目	節	金額	繰り越すべき理由
3 道路維持費		千円 4,605	権利者との協議及び事業完了に日数を要するため
	12 役務費	1	
	13 委託料	2,656	
	17 公有財産購入費	400	
	18 備品購入費	1,548	

## (款) 7 土木費

## (項) 4 都市計画費

目	節	金額	繰り越すべき理由
7 住宅市街地総合整備事業費		千円 631,990	権利者との協議及び事業完了に日数を要するため
	13 委託料	157,667	
	15 工事請負費	42,484	
	17 公有財産購入費	121,521	
	22 補填補償及び賠償金	310,318	

## (款) 7 土木費

## (項) 4 都市計画費

目	節	金額	繰り越すべき理由
7 住宅市街地総合整備事業費		千円 50,388	事業完了に日数を要するため
	17 公有財産購入費	30,050	
	22 補償補填及び賠償金	20,338	

## (款) 7 土木費

## (項) 4 都市計画費

目	節	金額	繰り越すべき理由
9 庁舎エリア整備事業費		千円 12,869	事業完了に日数を要するため
	13 委託料	12,869	

## (款) 7 土木費

## (項) 7 災害救助費

目	節	金額	繰り越すべき理由
1 災害救助費		千円 64,411	事業完了に日数を要するため
	18 備品購入費	64,411	

## (款) 8 消防費

## (項) 1 消防費

目	節	金額	繰り越すべき理由
3 消防施設費		千円 1,740	事業完了に日数を要するため
	19 負担金補助及び交付金	1,740	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		支 出 見 込 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
職員確保推進事務委託	6,820	-	-	令和8年度	6,820	3,410	-	-	3,410
(仮称)門真市立統合中 学校整備PFI事業(令 和8年度維持管理費改定 分)	649	-	-	令和7年度 、 令和8年度	649	-	-	-	649

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末  
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前々年度末 現在高 千円	前年度末現在高 見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額 千円
			当該年度中起債 見込額 千円	当該年度中元金 償還見込額 千円	
1. 普通債	31,827,794	39,286,153	17,967,500	2,983,504	54,270,149
(1) 総務債	5,506,741	4,958,264	808,800	734,091	5,032,973
(2) 民生債	1,655,275	1,852,592	824,300	129,846	2,547,046
(3) 衛生債	2,518,707	3,930,575	51,400	386,331	3,595,644
(4) 商工債	8,600	8,600	—	—	8,600
(5) 土木債	2,937,370	4,037,245	1,765,400	537,574	5,265,071
(6) 公営住宅債	12,631,139	14,102,140	1,004,600	681,919	14,424,821
(7) 消防債	62,957	89,204	42,300	10,011	121,493
(8) 教育債	6,507,005	10,307,533	13,470,700	503,732	23,274,501
2. 災害復旧	6,713	5,601	—	1,112	4,489
(1) 衛生債	5,738	4,788	—	950	3,838
(2) 土木債	975	813	—	162	651
3. その他	20,246,587	18,482,559	590,000	1,940,747	17,131,812
(1) 減税補てん債	48,225	20,508	—	15,769	4,739
(2) 臨時財政対策債	20,044,462	18,317,161	—	1,915,963	16,401,198
(3) 減収補てん債	153,900	144,890	590,000	9,015	725,875
合 計	52,081,094	57,774,313	18,557,500	4,925,363	71,406,450

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 一 般 職 (1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(287) 802	535,704	3,109,613	2,756,792	6,402,109	1,395,246	7,797,355	
補 正 前	(287) 802	535,704	3,109,613	2,701,849	6,347,166	1,395,246	7,742,412	
比 較	(-) -	-	-	54,943	54,943	-	54,943	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	90,798	455,997	240,454	80,235	111,364	848,780	703,736
	補 正 前	90,798	455,997	240,454	80,235	111,364	848,780	703,736
	比 較	-	-	-	-	-	-	-
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	61,123	157,943	-	734	5,628	-	
	補 正 前	61,123	103,000	-	734	5,628	-	
	比 較	-	54,943	-	-	-	-	

### ア 会計年度任用職員以外の職員 ( ) 内は、短時間勤務職員 (外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(3) 735	2,927,252	2,464,957	5,392,209	1,255,722	6,647,931	
補 正 前	(3) 735	2,927,252	2,410,014	5,337,266	1,255,722	6,592,988	
比 較	(-) -	-	54,943	54,943	-	54,943	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	90,798	431,453	239,671	75,350	111,364	714,109	586,798
	補 正 前	90,798	431,453	239,671	75,350	111,364	714,109	586,798
	比 較	-	-	-	-	-	-	-
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	61,123	147,943	-	720	5,628	-	
	補 正 前	61,123	93,000	-	720	5,628	-	
	比 較	-	54,943	-	-	-	-	

イ 会計年度任用職員 ( ) 内は、会計年度任用職員の内、1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職に比し短い職員(外書

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(284) 67	535,704	182,361	291,835	1,009,900	139,524	1,149,424	
補 正 前	(284) 67	535,704	182,361	291,835	1,009,900	139,524	1,149,424	
比 較	(-) -	-	-	-	-	-	-	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
		補 正 後	-	24,544	783	4,885	-	134,671
	補 正 前	-	24,544	783	4,885	-	134,671	116,938
	比 較	-	-	-	-	-	-	-
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	-	10,000	-	14	-	-	
	補 正 前	-	10,000	-	14	-	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	-

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	-	報酬改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	-		
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-		
		昇給に伴う増加分	-		
		その他の増減分	-		
職 員 手 当	54,943	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	54,943	退職手当	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-		
		昇給に伴う増加分	-		
		その他の増減分	-		
職員手当	54,943	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	54,943	退職手当	

イ 会計年度任用職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	-	報酬改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	-		
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	-		
職員手当	-	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	-		

## 議案第21号

### 令和7年度門真市水道事業会計補正予算（第5号）

（総則）

**第1条** 令和7年度門真市水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

**第2条** 令和7年度門真市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,501,819千円	92,418千円	2,594,237千円
第3項 特別損失	0千円	92,418千円	92,418千円
第4項 予備費	5,500千円	0千円	5,500千円

令和8年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

令和7年度

門真市水道事業会計補正予算(第5号)に関する  
説明書

令和7年度門真市水道事業会計補正予算(第5号)実施計画

収益の支出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
			(千円)	(千円)	(千円)	
1. 水道事業費用			2,501,819	92,418	2,594,237	
	3. 特別損失		0	92,418	92,418	
		1. 過年度損益修正損	0	92,418	92,418	
	4. 予備費		5,500	0	5,500	
		1. 予備費	5,500	0	5,500	

令和7年度門真市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(千円単位)  
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は純損失)	△ 51,869
減価償却費	502,422
固定資産除却費	66,782
特別損失	92,418
退職給付引当金の増減額(△は減少)	6,109
修繕引当金の増減額(△は減少)	△ 13,691
賞与・法定福利費引当金の増減額(△は減少)	6,536
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 8,208
長期前受金戻入額	△ 153,665
受取利息及び受取利息配当金	△ 8,686
支払利息	50,541
未収金の増減額(△は増加)	△ 38,439
未払金の増減額(△は減少)	△ 29,856
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 2,216
前受金の増減額(△は減少)	△ 1,840
預り金の増減額(△は減少)	5,787
小計	422,125
利息及び配当金の受取額	8,646
利息の支払額	△ 50,541
業務活動によるキャッシュ・フロー	380,230

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 3,078,106
有価証券の取得による支出	△ 100,000
国庫補助金等による収入	1,300
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	△ 89,804
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,266,610

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	2,287,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 201,427
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,085,673

資金増加額(又は減少額)	△ 800,707
資金期首残高	2,771,299
資金期末残高	1,970,592

令和7年度門真市水道事業予定損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

	千円	千円	千円
1.営業収益			
(1) 給水収益	1,993,921		
(2) 受託工事収益	14,474		
(3) その他営業収益	<u>31,033</u>	2,039,428	
2.営業費用			
(1) 原水及び浄水費	1,065,568		
(2) 配水及び給水費	231,281		
(3) 受託工事費	16,942		
(4) 業務費	141,782		
(5) 総係費	225,862		
(6) 減価償却費	502,422		
(7) 資産減耗費	<u>71,847</u>	<u>2,255,704</u>	
営業損失			216,276
3.営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	8,686		
(2) 補助金	75,051		
(3) 長期前受金戻入	153,665		
(4) 雑収益	18,769		
(5) 加入金	<u>54,000</u>	310,171	
4.営業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	50,541		
(2) 雑支出	<u>2,805</u>	<u>53,346</u>	<u>256,825</u>
経常利益			40,549
5.特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6.特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>92,418</u>	<u>92,418</u>	<u>△ 92,418</u>
当年度純損失			51,869
前年度繰越利益剰余金			8,293
その他未処分利益剰余金変動額			<u>520,000</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>476,424</u></u>

令和7年度門真市水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1.	固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
	イ 土 地		149,170		
	ロ 建 物	1,016,656			
	建 物 減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 648,877</u>	367,779		
	ハ 構 築 物	24,464,934			
	構 築 物 減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 11,018,107</u>	13,446,827		
	ニ 機 械 及 び 装 置	1,776,308			
	機 械 及 び 装 置 減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,430,783</u>	345,525		
	ホ 車 両 運 搬 具	19,257			
	車 両 運 搬 具 減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 18,294</u>	963		
	ヘ 工 具 、 器 具 及 び 備 品	100,548			
	工 具 、 器 具 及 び 備 品 減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 86,519</u>	14,029		
	ト 建 設 仮 勘 定		<u>215,016</u>		
	有 形 固 定 資 産 合 計			14,539,309	
(2)	無 形 固 定 資 産				
	イ 電 話 加 入 権		2,033		
	ロ ソ フ ト ウ ェ ア		<u>868</u>		
	無 形 固 定 資 産 合 計			2,901	
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産				
	イ 投 資 有 価 証 券		<u>499,971</u>		
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			<u>499,971</u>	
	固 定 資 産 合 計				15,042,181
2.	流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金			1,970,592	
(2)	未 収 金				
	イ 営 業 未 収 金	243,270			
	貸 倒 引 当 金	<u>△ 2,544</u>	240,726		
	ロ 営 業 外 未 収 金		83,031		
	ハ そ の 他 未 収 金		<u>84,420</u>		
	未 収 金 合 計			408,177	
(3)	貯 蔵 品			17,274	
(4)	前 払 金			62,510	
(5)	そ の 他 流 動 資 産			<u>23,771</u>	
	流 動 資 産 合 計				<u>2,482,324</u>
	資 産 合 計				<u>17,524,505</u>

負債の部

	千円	千円	千円	千円
3. 固定負債				
(1) 企業債				
イ建設改良企業債			4,753,430	
(2) 引当金				
イ退職給付引当金	224,828			
ロ修繕引当金(従前)	228,476			
引当金合計			<u>453,304</u>	
固定負債合計				5,206,734
4. 流動負債				
(1) 企業債				
イ建設改良企業債			192,176	
(2) 未払金				
イ営業未払金	131,278			
ロ営業外未払金	12,250			
ハその他未払金	55,448			
未払金合計			<u>198,976</u>	
(3) 前受金			30,417	
(4) 引当金				
イ賞与引当金	21,143			
ロ法定福利費引当金	4,214			
引当金合計			<u>25,357</u>	
(5) 預り金				
イ預り保証金	11,891			
ロ預り金	1,015			
ハ下水道使用料預り金	165,397			
預り金合計			<u>178,303</u>	
流動負債合計				625,229
5. 繰延収益				
(1) 長期前受金				
イ受贈財産評価額	295,921			
受贈財産評価額収益化累計額	<u>△ 166,561</u>		129,360	
ロ工事負担金	5,666,369			
工事負担金収益化累計額	<u>△ 3,210,094</u>		2,456,275	
ハ国庫補助金	101,148			
国庫補助金収益化累計額	<u>△ 13,363</u>		87,785	
長期前受金合計				<u>2,673,420</u>
負債合計				<u><u>8,505,383</u></u>

資本の部

6. 資本				
(1) 資本金				7,282,426
7. 剰余金				
(1) 資本剰余金			23,272	
(2) 利益剰余金				
イ減債積立金	50,000			
ロ建設改良積立金	1,187,000			
ハ当年度未処分利益剰余金	<u>476,424</u>			
利益剰余金合計			<u>1,713,424</u>	
剰余金合計				<u>1,736,696</u>
資本負債資本合計				<u><u>9,019,122</u></u>
				<u><u>17,524,505</u></u>



令和7年度

門真市水道事業会計補正予算(第5号)附属書類

収益の支出

款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計
			千円	千円	千円
1. 水道事業費用			2,501,819	92,418	2,594,237
	3. 特別損失		0	92,418	92,418
		1. 過年度損益 修正損	0	92,418	92,418
	4. 予備費		5,500	0	5,500
		1. 予備費	5,500	0	5,500

(税 込)

各 目 説 明		
節	金 額	備 考
	千円	千円
1. 過年度損益修正損	92,418	過年度減価償却費未計上分
1. 予 備 費	0	

議案第22号

令和7年度門真市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度門真市公共下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度門真市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「不足する額1,580,939千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額84,784千円、当年度分損益勘定留保資金876,155千円」を「不足する額1,595,661千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額84,784千円、当年度分損益勘定留保資金890,877千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）		（補正予定額）	（計）
	収	入		
第1款 資本的収入	3,018,673千円		186,700千円	3,205,373千円
第1項 企業債	2,768,600千円		186,700千円	2,955,300千円
			支	出
第1款 資本的支出	4,599,612千円		201,422千円	4,801,034千円
第1項 建設改良費	1,439,844千円		201,422千円	1,641,266千円

（企業債の補正）

第3条 予算第5条の表中

「

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還の方法
流域下水道事業	千円 389,800	証書借入 又は 証券発行	8.0 以内	政府 地方公共団 体金融機構 大阪府 銀行 その他	40年以内（うち据置5年以内）半年賦元利均等又は元金均等償還。 なお、財政状況等により必要に応じて繰上償還又は低利債に借り換えることができる。
計	2,349,000				

」

を

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還の方法
流域下水道事業	千円 576,500	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
計	2,535,700				

に改める。

令和8年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝



令和7年度

門真市公共下水道事業会計補正予算(第3号)  
に関する説明書

令和7年度門真市公共下水道事業会計補正予算(第3号)実施計画

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
			(千円)	(千円)	(千円)	
1. 資本的收入			3,018,673	186,700	3,205,373	
	1. 企業債		2,349,000	186,700	2,535,700	
		1. 建設改良企業債	2,349,000	186,700	2,535,700	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
			(千円)	(千円)	(千円)	
1. 資本的支出			4,599,612	201,422	4,801,034	
	1. 建設改良費		1,439,844	201,422	1,641,266	
		3. 流域下水道建設負担金	396,671	201,422	598,093	

令和7年度門真市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(千円単位)  
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	250,174
減価償却費	2,066,356
固定資産除却費	25,000
退職給付引当金の増減額(△は減少)	9,305
賞与・法定福利費引当金の増減額(△は減少)	5,784
貸倒引当金の増減額(△は減少)	332
長期前受金戻入額	△ 695,517
受取利息及び受取利息配当金	△ 190
支払利息	455,204
未収金の増減額(△は増加)	112,608
未払金の増減額(△は減少)	△ 7,453
預り金の増減額(△は減少)	537
仮受消費税の増減額(△は減少)	0
小計	2,222,507
利息及び配当金の受取額	190
利息の支払額	△ 455,204
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,767,493

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,504,197
無形固定資産の取得による支出	△ 543,722
国庫補助金による収入	226,089
受益者負担金等による収入	21,073
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,800,757

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	3,878,700
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,159,768
財務活動によるキャッシュ・フロー	718,932

資金増加額(又は減少額)	685,668
資金期首残高	543,908
資金期末残高	1,229,576

令和7年度門真市公共下水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1.	固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
	イ 土 地		12,239		
	ロ 構 築 物	102,660,846			
	構築物減価償却累計額	<u>△47,143,222</u>	55,517,624		
	ハ 工 具 、 器 具 及 び 備 品	6,592			
	工具、器具及び備品減価償却累計額	<u>△3,681</u>	2,911		
	ニ その 他 有 形 固 定 資 産	68,861			
	その他有形固定資産減価償却累計額	<u>△65,418</u>	3,443		
	ホ 建 設 仮 勘 定		<u>448,872</u>		
	有形固定資産合計			55,985,089	
(2)	無 形 固 定 資 産				
	イ 施 設 利 用 権		<u>8,258,480</u>		
	無形固定資産合計			<u>8,258,480</u>	
	固 定 資 産 合 計				64,243,569
2.	流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金			1,229,576	
(2)	未 収 金				
	イ 営 業 未 収 金	275,008			
	貸 倒 引 当 金	<u>△8,207</u>	266,801		
	ロ 営 業 外 未 収 金		186,038		
	ハ そ の 他 未 収 金		<u>1,440</u>		
	未 収 金 合 計			454,279	
(3)	貯 蔵 品			1,431	
(4)	前 払 金			<u>99,099</u>	
	流 動 資 産 合 計				1,784,385
	資 産 合 計				<u>66,027,954</u>

負債の部

	千円	千円	千円
3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ建設改良企業債		36,059,214	
(2) 引当金			
イ退職給付引当金		60,283	
固定負債合計			36,119,497
4. 流動負債			
(1) 企業債			
イ建設改良企業債		2,663,493	
(2) 未払金			
イ営業未払金	134,246		
ロ営業外未払金	14,000		
ハその他未払金	784,248		
未払金合計		932,494	
(3) 引当金			
イ賞与引当金	15,358		
ロ法定福利費引当金	3,080		
引当金合計		18,438	
(4) 預り金			
イ預り保証金	9,012		
ロ預り金	1,192		
預り金合計		10,204	
流動負債合計			3,624,629
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ国庫補助金	24,301,965		
国庫補助金収益化累計額	△11,177,428	13,124,537	
ロ府補助金	929,887		
府補助金収益化累計額	△749,475	180,412	
ハ他会計負担金	10,619,429		
他会計負担金収益化累計額	△6,106,827	4,512,602	
ニ受益者負担金	2,439,101		
受益者負担金収益化累計額	△1,180,677	1,258,424	
ホ受贈財産評価額	1,407,163		
受贈財産評価額収益化累計額	△351,420	1,055,743	
長期前受金合計			20,131,718
負債合計			59,875,844
資本の部			
6. 資本金			
(1) 資本金			5,258,611
7. 剰余金			
(1) 資本剰余金		12,239	
(2) 利益剰余金			
イ当年度未処分利益剰余金	881,260		
利益剰余金合計		881,260	
剰余金合計			893,499
資本合計			6,152,110
負債資本合計			66,027,954

## I 重要な会計方針

### 1 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産の減価償却の方法

- ・ 減価償却の方法 定額法による。

- ・ 主な耐用年数

構築物 50年

工具、器具及び備品 4～10年

#### (2) 無形固定資産の減価償却の方法

- ・ 減価償却の方法 定額法による。

- ・ 主な耐用年数

流域下水道施設利用権 50年

### 2 引当金の計上方法

#### (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

なお、「職員の退職手当に係る取扱いに関する覚書」に基づき、職員の退職手当支給総額415,232千円のうち、一般会計及び水道事業会計が負担すると見込まれる金額の合計354,949千円を除き、公共下水道事業会計が負担すると見込まれる金額60,283千円を計上している。

#### (2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

#### (3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

#### (4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能

見込額を計上している。

### 3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

## II 予定貸借対照表等関連

### 1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、27,670,404千円である。

## III リース契約により使用する固定資産

### 1 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

### 2 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

### 3 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	2,824千円
<u>1年超</u>	<u>2,251千円</u>
計	5,075千円

## IV その他の注記

### 1 引当金の取崩し

#### (1) 退職給付引当金の取崩し

令和7年度において、退職給付引当金の取崩しは予定していない。

#### (2) 賞与引当金の取崩し

令和7年度において、期末手当及び勤勉手当の総額として48,746千円を支給す

るため、賞与引当金から10,528千円を取り崩す予定としている。

(3) 法定福利費引当金の取崩し

令和7年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の総額として8,600千円を支給するため、法定福利費引当金から2,126千円を取り崩す予定としている。

(4) 貸倒引当金の取崩し

令和7年度において、下水道使用料及び受益者負担金を不納欠損するため、貸倒引当金1,783千円を取り崩す予定としている。

令和7年度

門真市公共下水道事業会計補正予算(第3号)  
附属書類

企業債の概況

科目	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高
			当該年度中起債 見込額	当該年度中元金 償還見込額	
企業債	千円 38,206,393	千円 38,003,775	千円 3,878,700	千円 3,159,768	千円 38,722,707



資本的收入

款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計
1. 資本的收入			千円 3,018,673	千円 186,700	千円 3,205,373
	1. 企業債		2,349,000	186,700	2,535,700
		1. 建設改良企業 債	2,349,000	186,700	2,535,700

(税 込)

各 目 説 明			
節	金 額	備 考	
	千円		千円
1. 建設改良企業債	186,700	流域下水道事業債	186,700

資本的支出

款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計
1. 資本的支出			千円 4,599,612	千円 201,422	千円 4,801,034
	1. 建設改良費		1,439,844	201,422	1,641,266
		3. 流域下水道 建設負担金	396,671	201,422	598,093

各 目 説 明		
節	金 額	備 考
	千円	千円
1. 流域下水道 建設負担金	201,422	



## 議案第30号

### 令和8年度門真市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度門真市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ810,947千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,782,947千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	23,541,653	640,947	24,182,600
	1 国庫負担金	15,422,391	516,550	15,938,941
	2 国庫補助金	8,067,597	124,397	8,191,994
18	繰入金	2,058,176	170,000	2,228,176
	2 基金繰入金	2,020,282	170,000	2,190,282
	歳入合計	84,972,000	810,947	85,782,947

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	35,338,353	812,080	36,150,433
	3 生活保護費	11,016,861	812,080	11,828,941
12	予備費	50,000	△1,133	48,867
	1 予備費	50,000	△1,133	48,867
	歳 出 合 計	84,972,000	810,947	85,782,947







補正額の財源内訳			
特 国府支出金	定 地方債	財 その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
639,896			172,184
			△1,133
639,896	0	0	171,051

2 歳 入

1 4 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費国庫負担金	千円 15,301,916	千円 516,550	千円 15,818,466
計	15,422,391	516,550	15,938,941

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	489,807	124,397	614,204
計	8,067,597	124,397	8,191,994

1 8 款 繰入金

2 項 基金繰入金

9 財政調整基金繰入金	0	170,000	170,000
計	2,020,282	170,000	2,190,282

節		説明
区分	金額	
1 生活保護費等負担金	千円 516,550	生活扶助費等負担金

3 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	124,397	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

1 財政調整基金繰入金	170,000	財政調整基金繰入金

14款 国庫支出金 18款 繰入金

3 歳 出

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 生活保護総務費	千円 692,862	千円 123,346	千円 816,208	千円 123,346 国庫支出金 123,346	千円	千円	千円
2 扶助費	10,300,906	688,734	10,989,640	516,550			172,184

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給料	千円 4,961	○施策評価対象外事業 生活保護給付事業（最高裁判決を踏まえた追加給付） 123,346 給料 4,961 一般職給 4,961 一般職給 4,961 職員手当等 8,667 地域手当 645 超過勤務手当 5,400 通勤手当 449 期末手当 1,180 勤勉手当 993 旅費 10 職員普通旅費 10 需用費 1,482 消耗品費 917 印刷製本費 565 役務費 7,325 通信運搬費 6,540 手数料 785 委託料 100,760 各種業務委託料（費用） 100,760 保護費追加給付支援業務委託料 84,260 生活保護システム業務委託料 16,500 使用料及び賃借料 141 使用料及び賃借料（物件費） 141 乾式コピー借上料 141	
3 職員手当等	8,667		
9 旅費	10		
11 需用費	1,482		
12 役務費	7,325		
13 委託料	100,760		
14 使用料及び賃借料	141		
20 扶助費	688,734		○施策評価対象外事業

3 款 民生費

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
				国庫支出金 516,550			
計	11,016,861	812,080	11,828,941	639,896	0	0	172,184

1 2 款 予備費

1 項 予備費

1 予備費	50,000	△1,133	48,867				△1,133
計	50,000	△1,133	48,867	0	0	0	△1,133

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		生活保護給付事業（最高裁判決を踏まえた追加給付）
		688,734
		扶助費
		688,734
		生活保護法の規定による扶助費
		688,734


3 款 民生費 1 2 款 予備費

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 一 般 職 (1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(296) 816	541,853	3,121,256	2,986,854	6,649,963	1,288,312	7,938,275	
補 正 前	(296) 814	541,853	3,116,295	2,978,187	6,636,335	1,288,312	7,924,647	
比 較	(-) 2	-	4,961	8,667	13,628	-	13,628	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	本 年 度	93,420	426,030	206,937	90,597	110,736	886,536	749,833
	前 年 度	93,420	425,385	201,537	90,148	110,736	885,356	748,840
	比 較	-	645	5,400	449	-	1,180	993
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	本 年 度	65,028	355,833	-	734	1,170	-	
	前 年 度	65,028	355,833	-	734	1,170	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	

### ア 会計年度任用職員以外の職員 ( ) 内は、短時間勤務職員 (外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(3) 739	2,931,611	2,686,224	5,617,835	1,142,933	6,760,768	
補 正 前	(3) 739	2,931,611	2,680,824	5,612,435	1,142,933	6,755,368	
比 較	(-) -	-	5,400	5,400	-	5,400	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	93,420	400,725	205,956	85,638	110,736	746,279	627,038
	補 正 前	93,420	400,725	200,556	85,638	110,736	746,279	627,038
	比 較	-	-	5,400	-	-	-	-
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	65,028	349,514	-	720	1,170	-	
	補 正 前	65,028	349,514	-	720	1,170	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	

イ 会計年度任用職員 ( ) 内は、会計年度任用職員の内、1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職に比し短い職員(外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(293) 77	541,853	189,645	300,630	1,032,128	145,379	1,177,507	
補 正 前	(293) 75	541,853	184,684	297,363	1,023,900	145,379	1,169,279	
比 較	(-) 2	-	4,961	3,267	8,228	-	8,228	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 員 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	-	25,305	981	4,959	-	140,257	122,795
	補 正 前	-	24,660	981	4,510	-	139,077	121,802
	比 較	-	645	-	449	-	1,180	993
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	-	6,319	-	14	-	-	
	補 正 前	-	6,319	-	14	-	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	-	報酬改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	-		
給 料	4,961	給与改定に伴う増減分	-		
		昇給に伴う増加分	-		
		その他の増減分	4,961	採用に伴う影響分等	
職 員 手 当	8,667	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	8,667	採用に伴う影響分等	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-		
		昇給に伴う増加分	-		
		その他の増減分	-		
職員手当	5,400	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	5,400	採用に伴う影響分等	

イ 会計年度任用職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	-	報酬改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	-		
給 料	4,961	給与改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	4,961	採用に伴う影響分等	
職員手当	3,267	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	3,267	採用に伴う影響分等	

